

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状

3.1.1 ごみ排出量等

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、図3-1及び表3-1に示すとおりです。

ごみ総排出量は減少していますが、家庭系ごみは平成27年度に増加に転じています。

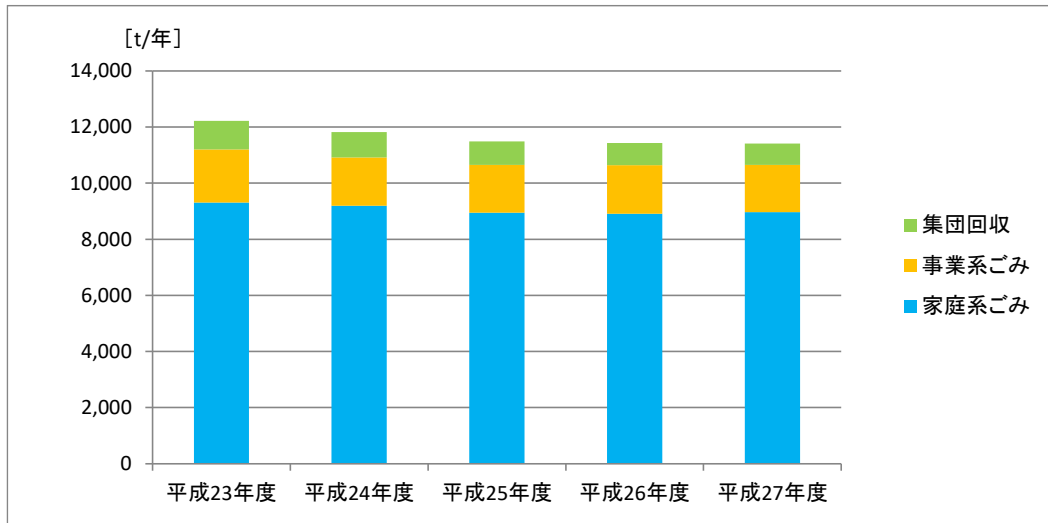


図3-1 (1) ごみ総排出量の推移 (排出形態別)

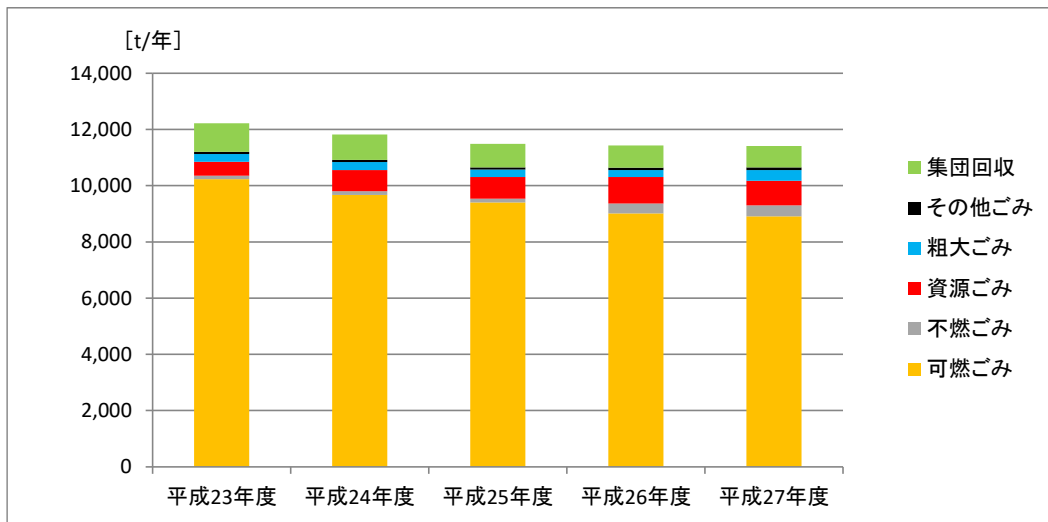


図3-1 (2) ごみ総排出量の推移 (ごみ種別)

表3-1 (1) ごみ総排出量の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
行政区内人口 [人]		39,212	39,072	38,766	38,446	38,276	
計画収集人口		39,206	39,066	38,760	38,440	38,270	
自家処理人口		6	6	6	6	6	
家庭系 [t/年]	収集	可燃ごみ	7,168	6,917	6,690	6,240	6,291
		不燃ごみ	79	72	75	288	284
		資源ごみ	455	715	716	871	833
		粗大ごみ	279	284	266	218	241
		その他ごみ	78	76	80	82	96
		収集ごみ計	8,059	8,064	7,827	7,699	7,745
	直接搬入	可燃ごみ	1,223	1,101	1,085	1,109	1,047
		不燃ごみ	0	0	0	38	62
		資源ごみ	24	31	38	43	30
		粗大ごみ	0	0	0	18	82
		その他ごみ	0	0	0	0	0
		直接搬入ごみ計	1,247	1,132	1,123	1,208	1,221
	収集+ 直接搬入	可燃ごみ	8,391	8,018	7,775	7,349	7,338
		不燃ごみ	79	72	75	326	346
		資源ごみ	479	746	754	914	863
		古紙	121.7	359.4	340.0	390.1	339.5
		飲料用カン	54.5	47.1	48.0	43.9	32.4
		飲食料用ビン	205.4	252.6	274.2	251.6	245.9
		その他プラスチック	1.4	1.4	1.1	167.0	162.0
		ペットボトル	28.9	25.2	27.9	45.7	41.6
蛍光管・乾電池		14.4	13.3	13.5	15.3	14.1	
金物類		52.6	46.9	48.9	-	-	
古布		-	-	-	-	28.1	
粗大ごみ		279	284	266	236	323	
その他ごみ		78	76	80	82	96	
家庭系ごみ計		9,306	9,196	8,950	8,907	8,966	
事業系 [t/年]	収集	可燃ごみ	0	0	0	0	0
		不燃ごみ	0	0	0	0	0
		資源ごみ	0	0	0	0	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0
		その他ごみ	0	0	0	0	0
		収集ごみ計	0	0	0	0	0
	直接搬入	可燃ごみ	1,835	1,651	1,628	1,664	1,571
		不燃ごみ	52	58	60	25	42
		資源ごみ	10	12	13	29	18
		粗大ごみ	0	0	0	12	55
		その他ごみ	0	0	0	0	0
		直接搬入ごみ計	1,897	1,721	1,701	1,730	1,686
	収集+ 直接搬入	可燃ごみ	1,835	1,651	1,628	1,664	1,571
		不燃ごみ	52	58	60	25	42
		資源ごみ	10	12	13	29	18
		古紙	-	-	5.8	13.4	8.3
		飲料用カン	1.6	1.4	0.8	1.8	0.3
		飲食料用ビン	5.9	7.3	4.7	13.3	9.2
		その他プラスチック	0.04	0.04	0.02	-	-
		ペットボトル	0.8	0.7	0.5	-	-
蛍光管・乾電池		0.4	0.4	0.2	-	-	
金物類		1.5	1.4	0.8	-	-	
古布		-	-	-	-	-	
粗大ごみ		0	0	0	12	55	
その他ごみ		0	0	0	0	0	
事業系ごみ計		1,897	1,721	1,701	1,730	1,686	

表3-1 (2) ごみ総排出量の推移

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
家庭系 + 事業系「t/年」	収集	可燃ごみ	7,168	6,917	6,690	6,240	6,291
		不燃ごみ	79	72	75	288	284
		資源ごみ	455	715	716	871	833
		粗大ごみ	279	284	266	218	241
		その他ごみ	78	76	80	82	96
		収集ごみ排出量	8,059	8,064	7,827	7,699	7,745
	直接搬入	可燃ごみ	3,058	2,752	2,713	2,773	2,618
		不燃ごみ	52	58	60	63	104
		資源ごみ	34	43	51	72	48
		粗大ごみ	0	0	0	30	137
		その他ごみ	0	0	0	0	0
		直接搬入ごみ計	3,144	2,853	2,824	2,938	2,907
	収集 + 直接搬入	可燃ごみ	10,226	9,669	9,403	9,013	8,909
		不燃ごみ	131	130	135	351	388
		資源ごみ	489	758	767	943	881
		古紙	121.7	359.4	345.8	403.5	347.8
		飲料用カン	56.1	48.5	48.8	45.7	32.7
		飲食料用ビン	211.3	259.9	278.9	264.9	255.1
		その他プラスチック	1.44	1.44	1.12	167.0	162.0
		ペットボトル	29.7	25.9	28.4	45.7	41.6
蛍光灯・乾電池		14.8	13.7	13.7	15.3	14.1	
金物類		54.1	48.3	49.7	0	0	
古布		0	0	0	0	28.1	
粗大ごみ		279	284	266	248	378	
その他ごみ		78	76	80	82	96	
家庭系 + 事業系ごみ計		11,203	10,917	10,651	10,637	10,652	
ごみ排出量 [t/年]	11,203	10,917	10,651	10,637	10,652		
集団回収量 [t/年]	1,020	906	832	792	762		
自家処理量 [t/年]	6	6	6	6	6		
ごみ総排出量（ごみ排出量 + 集団回収量 + 自家処理量） [t/年]	12,229	11,829	11,489	11,435	11,420		

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 23 年度～27 年度、環境省）

注）四捨五入の関係で、資源ごみ種別の数値の合計と資源ごみ合計欄の数値が合致しない場合があります。

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、図3-2に示すとおりです。

家庭系ごみの排出量は平成 26 年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 27 年度に増加に転じました。内訳をみると、可燃ごみは減少していますが、不燃ごみ、粗大ごみ及びその他ごみが平成 27 年度に増加しています。また、資源ごみは平成 22 年度に古紙、平成 27 年度に古布の分別回収を開始したことから、増加傾向で推移しています。

なお、平成 26 年度に可燃ごみが大幅に減少する一方、資源ごみが大幅に増加したのは、平成 26 年度からその他プラスチックの分別収集を開始したことが要因です。また、平成 26 年度に不燃ごみが大幅に増加したのは牛窓・邑久地域の粗大ごみ（不燃）の収集回数が年 2 回から月 1 回に変更されたことが要因として考えられます。

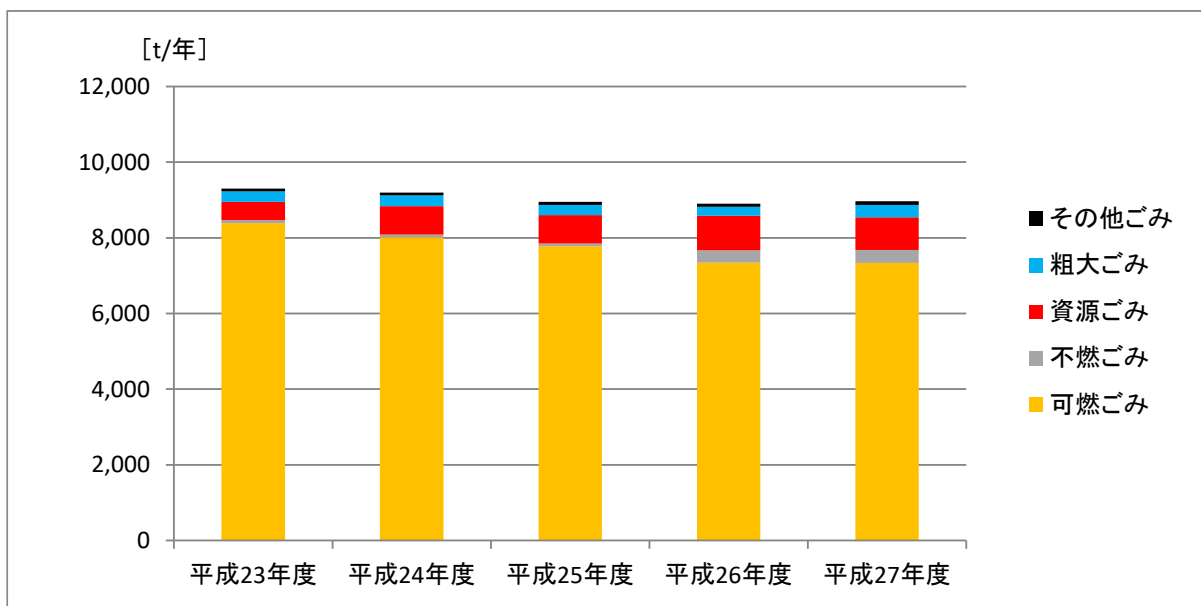


図3-2 家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図3-3に示すとおりです。

事業系ごみの排出量は、減少傾向で推移しています。

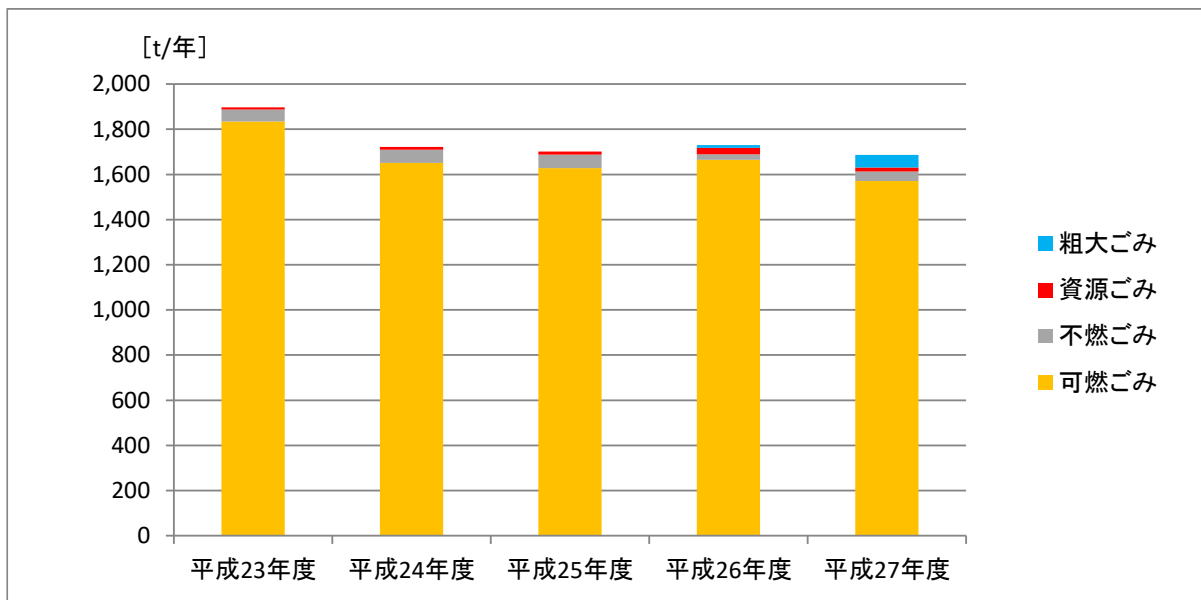


図3-3 事業系ごみ排出量の推移

(4) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移は、図3-4及び表3-2に示すとおりです。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、平成25年度までは減少傾向で推移していましたが、平成26年度以降は増加傾向で推移しています。

なお、平成26年度に可燃ごみの1人1日あたりの排出量が大幅に減少する一方、資源ごみの1人1日あたりの排出量が大幅に増加したのは、平成26年度からその他プラスチックの分別収集を開始したことが要因です。

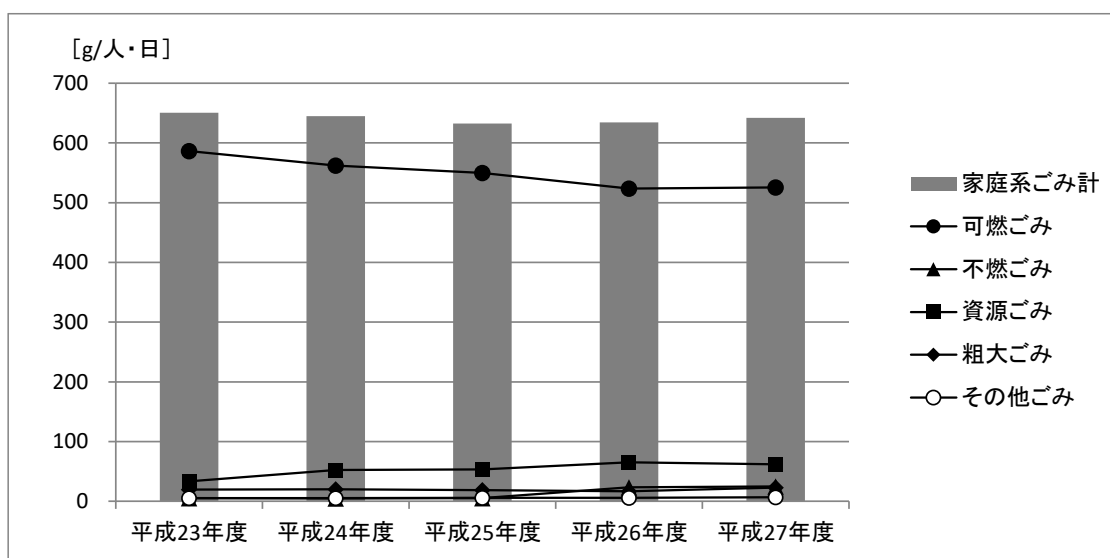


図3-4 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

表3-2 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可燃ごみ [g/人・日]	586.4	562.3	549.6	523.8	525.3
不燃ごみ [g/人・日]	5.5	5.0	5.3	23.2	24.8
資源ごみ [g/人・日]	33.5	52.3	53.3	65.1	61.8
粗大ごみ [g/人・日]	19.5	19.9	18.8	16.8	23.1
その他ごみ [g/人・日]	5.5	5.3	5.7	5.8	6.9
合計 [g/人・日]	650.4	644.8	632.7	634.7	641.9

◆1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

家庭から1人1日あたりどのくらいのごみが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

$$1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日] \\ = \text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 [\text{日/年}]$$

(5) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）の全国平均等との比較

本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）と全国平均等との比較は、図3-5及び表3-3に示すとおりです。

本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）は、減少傾向にあるものの、全国平均や岡山県平均と比較すると多い状況です。

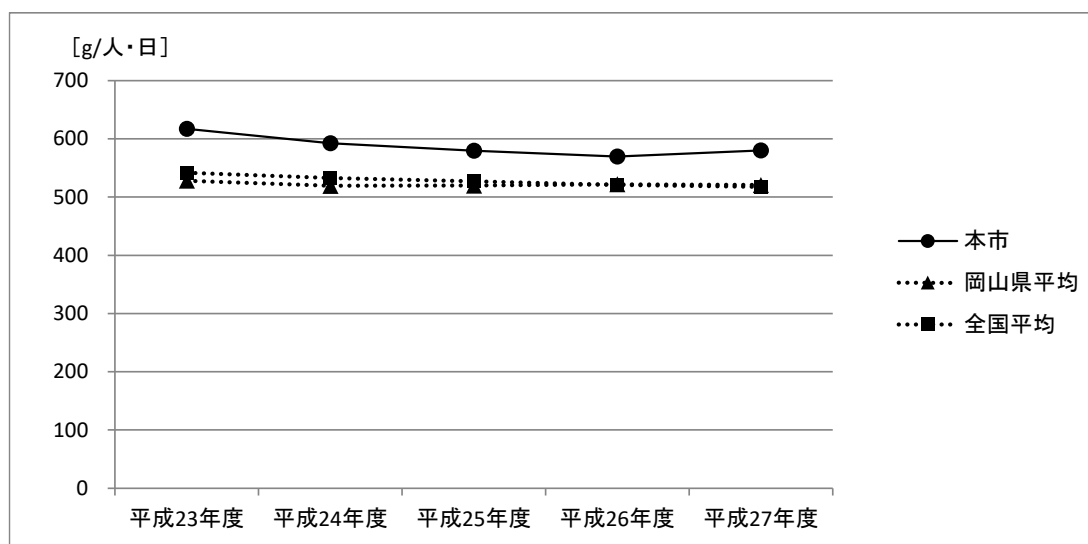


図3-5 本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）の全国平均等との比較

表3-3 本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）の全国平均等との比較

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本市 [g/人・日]	617	593	579	570	580
岡山県平均 [g/人・日]	528	519	520	522	521
全国平均 [g/人・日]	542	533	527	521	518

◆1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く）

本市から1年間に排出される家庭系ごみの量（集団回収及び資源ごみを除く）を1人1日あたりの量に換算したものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned}
 & \text{1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く） [g/人・日]} \\
 & = (\text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} - \text{資源ごみ量 [t/年]}) \\
 & \quad \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 [\text{日/年}]
 \end{aligned}$$

(6) 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の推移は、図3-6及び表3-4に示すとおりです。

1日あたりの事業系ごみ排出量は、全体的には減少しています。

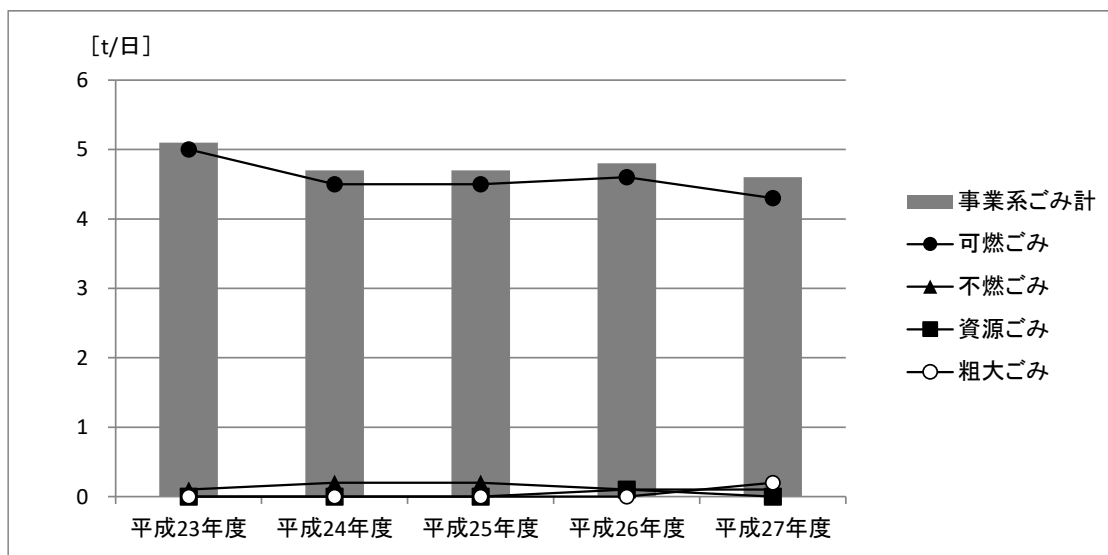


図3-6 1日あたりの事業系ごみ排出量の推移

表3-4 1日あたりの事業系ごみ排出量の推移

単位：t/日

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可燃ごみ	5.0	4.5	4.5	4.6	4.3
不燃ごみ	0.14	0.16	0.16	0.07	0.12
資源ごみ	0.03	0.03	0.04	0.08	0.05
粗大ごみ	0.0	0.0	0.0	0.03	0.15
合計	5.17	4.69	4.70	4.78	4.62

◆1日あたりの事業系ごみ排出量

事業所から1日あたりどのくらい量のゴミが排出されているのかを表すものであり、下式で算出されます。

1日あたりの事業系ごみ排出量 [t/日]

=事業系ごみ排出量 [t/年] ÷ 365 [日/年]

(7) 1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

本市の1人1日あたりのごみ排出量(自家処理量は含まない)と全国平均等との比較は、図3-7及び表3-5に示すとおりです。

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、平成26年度に増加に転じたものの、岡山県平均や全国平均よりも少ない状況です。

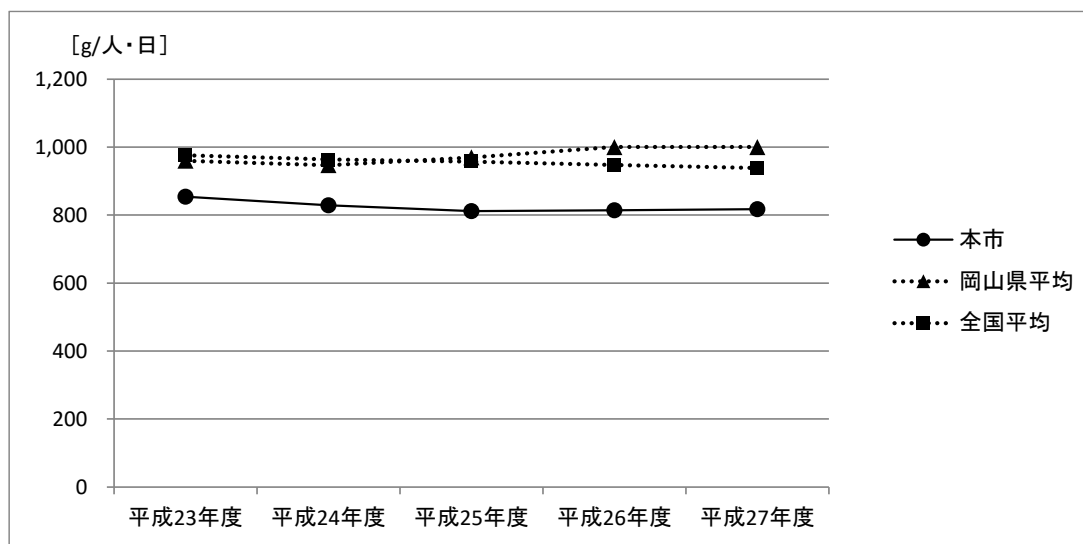


図3-7 本市の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

表3-5 本市の1人1日あたりのごみ排出量の全国平均等との比較

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
本市 [g/人・日]	854	829	812	815	818
岡山県平均 [g/人・日]	960	947	970	1,000	1,000
全国平均 [g/人・日]	976	964	958	947	939

◆1人1日あたりのごみ排出量

本市から1年間に排出されるごみの量を1人1日あたりの量に換算したものであり、下式で算出されます。

$$\begin{aligned}
 & \text{1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]} \\
 & = (\text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} + \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \\
 & \quad + \text{集団回収量 [t/年]}) \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]}
 \end{aligned}$$

(8) 1人1日あたりのごみ排出量の県内自治体との比較

県内自治体の1人1日あたりのごみ排出量は、図3-8及び表3-6に示すとおりです。
本市の1人1日あたりのごみ排出量は、岡山県内の27市町村の中で16番目に多くなっています。

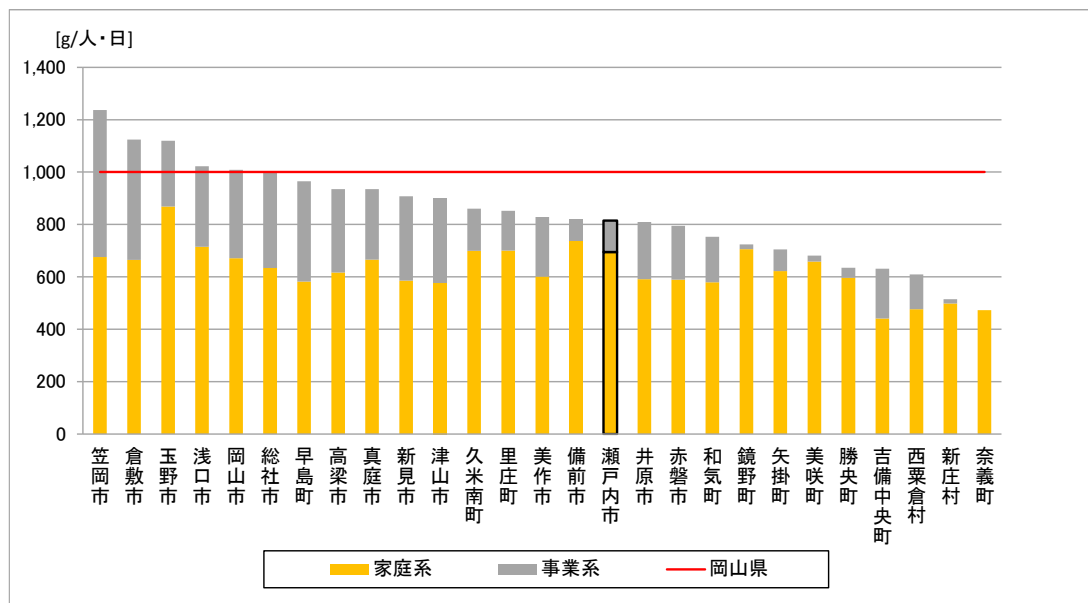


図3-8 県内自治体の1人1日あたりのごみ排出量 (平成27年度)

表3-6 県内自治体の1人1日あたりのごみ排出量 (平成27年度)

単位：g/人・日

順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量	順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量
1	笠岡市	1,237	15	備前市	819
2	倉敷市	1,124	16	瀬戸内市	815
3	玉野市	1,119	17	井原市	809
4	浅口市	1,022	18	赤磐市	795
5	岡山市	1,008	19	和気町	753
6	総社市	996	20	鏡野町	724
7	早島町	965	21	矢掛町	705
8	高梁市	935	22	美咲町	682
9	真庭市	935	23	勝央町	635
10	新見市	908	24	吉備中央町	631
11	津山市	900	25	西粟倉村	609
12	久米南町	861	26	新庄村	514
13	里庄町	852	27	奈義町	473
14	美作市	828	岡山県		1,000

出典：平成27年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

(9) 1人1日あたりの可燃ごみ排出量の県内自治体との比較

県内自治体の1人1日あたりの可燃ごみ排出量は、図3-9及び表3-7に示すとおりです。

本市の1人1日あたりの可燃ごみ排出量は、岡山県内の27市町村の中で16番目に多くなっています。特に、家庭系可燃ごみが多くなっています。

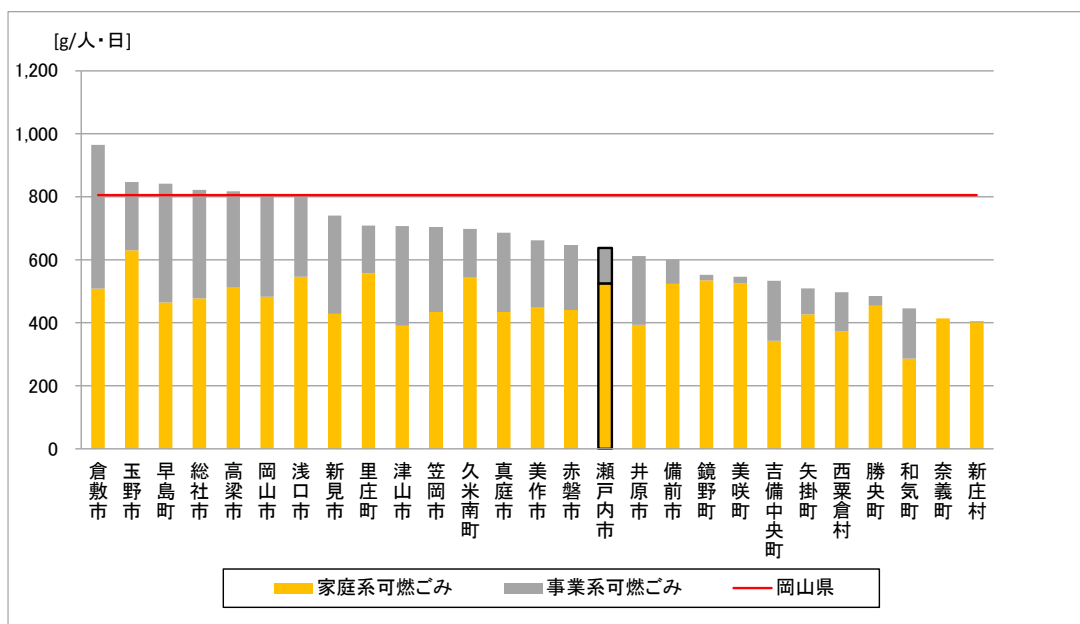


図3-9 県内自治体の1人1日あたりの可燃ごみ排出量 (平成27年度)

表3-7 県内自治体の1人1日あたりの可燃ごみ排出量 (平成27年度)

単位：g/人・日

順位	自治体名	1人1日あたりの可燃ごみ排出量	順位	自治体名	1人1日あたりの可燃ごみ排出量
1	倉敷市	965	15	赤磐市	646
2	玉野市	847	16	瀬戸内市	638
3	早島町	841	17	井原市	612
4	総社市	822	18	備前市	601
5	高梁市	817	19	鏡野町	552
6	岡山市	809	20	美咲町	546
7	浅口市	803	21	吉備中央町	533
8	新見市	740	22	矢掛町	509
9	里庄町	709	23	西粟倉村	497
10	津山市	707	24	勝央町	485
11	笠岡市	703	25	和気町	446
12	久米南町	698	26	奈義町	414
13	真庭市	686	27	新庄村	405
14	美作市	662	岡山県		805

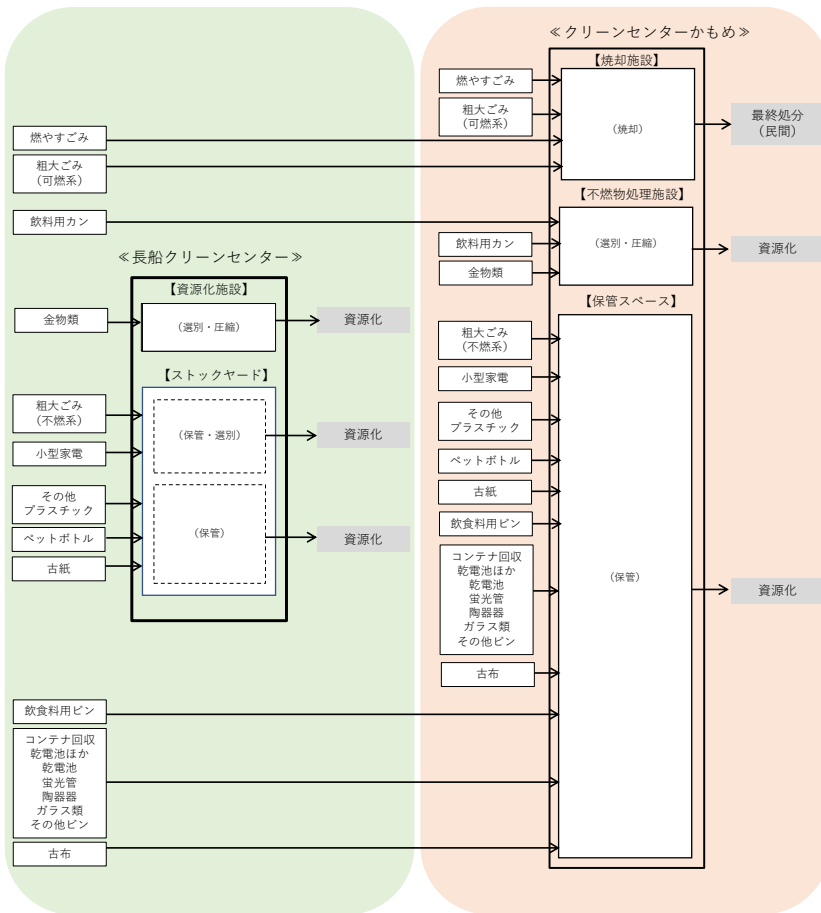
出典：平成27年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

3.1.2 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れは、図3-10に示すとおりです。

本市は2つのクリーンセンターを有しており、燃やすごみ及び粗大ごみ（可燃系）はクリーンセンターかもめで焼却処理しています。また、長船クリーンセンターは、令和5年度中にクリーンセンターかもめへ機能を統合する計画であることから、金物類等の保管は令和5年度中からクリーンセンターかもめで行う予定です。

【令和5年度中まで】



【令和5年度中から】

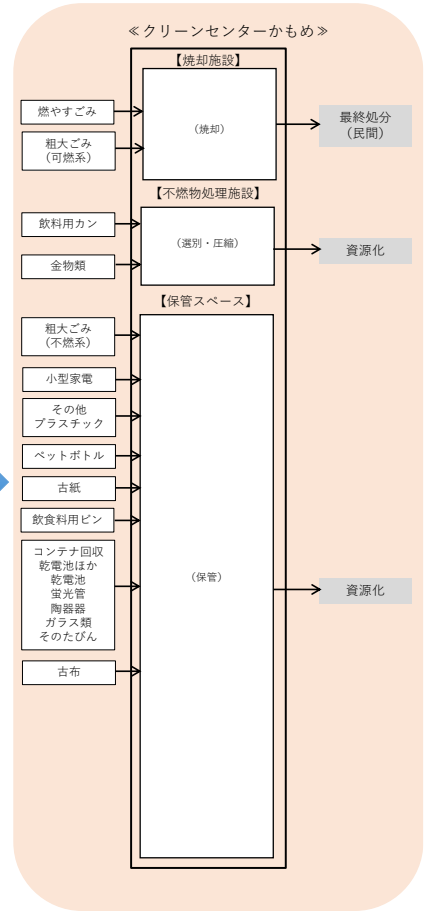


図3-10 ごみ処理の流れ

3.1.3 燃やせるごみの性状

(1) ごみ焼却施設のピットごみの性状

ごみ焼却施設におけるごみの性状の推移は、図3-11～図3-13及び表3-8に示すとおりです。

種類組成については、紙類・布類が最も多く、40～48%程度を占めています。次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が26～32%程度、厨芥類が16～21%程度と多く、これらの3品目で90%程度を占めています。

三成分については、水分が50～55%程度、可燃分が40～44%程度を占めています。また、低位発熱量は6,300～7,100kJ/kg程度となっています。

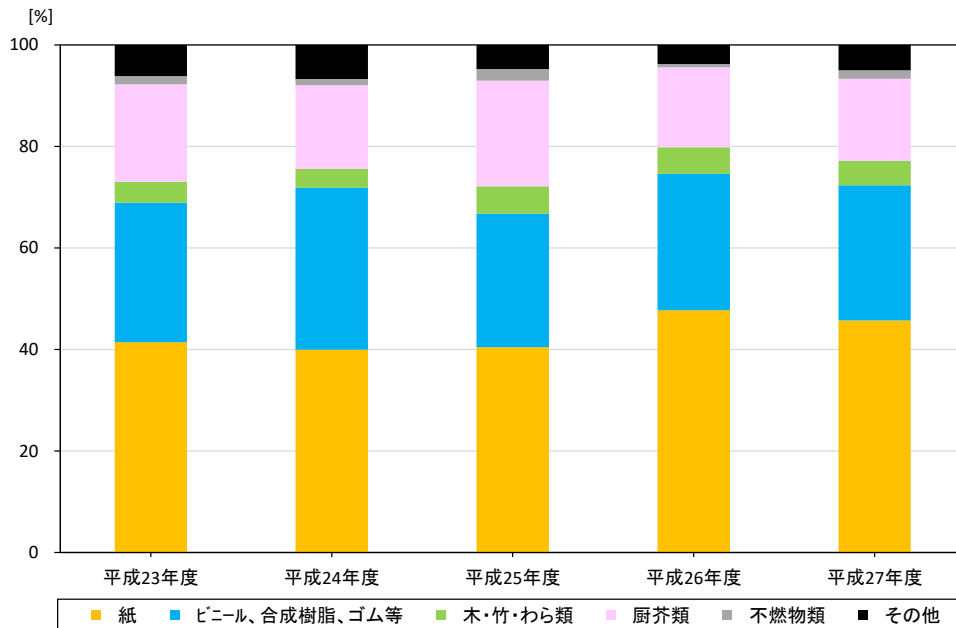


図3-11 ごみの種類組成（乾重量ベース）の推移

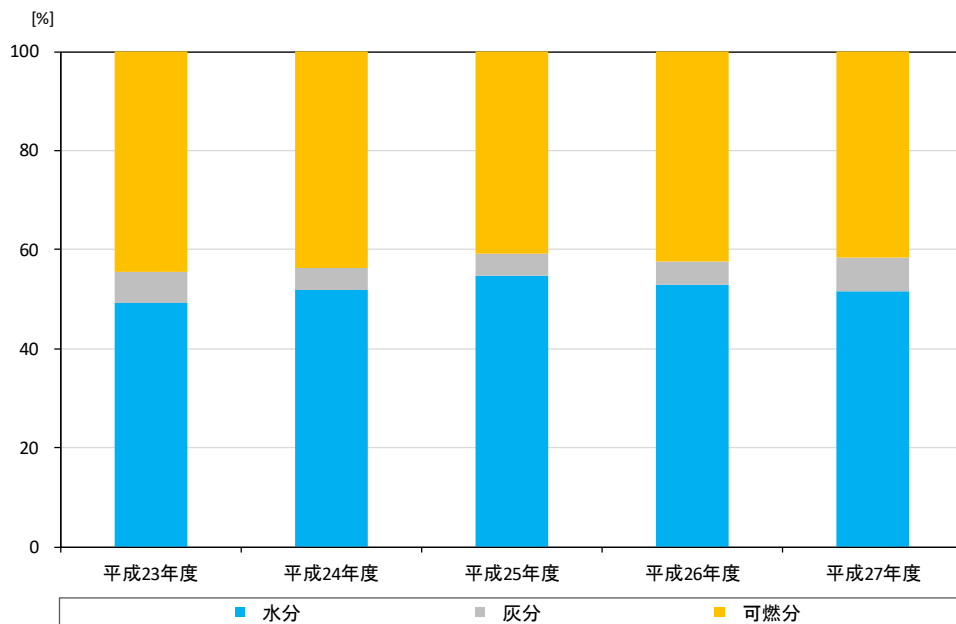


図3-12 三成分の推移

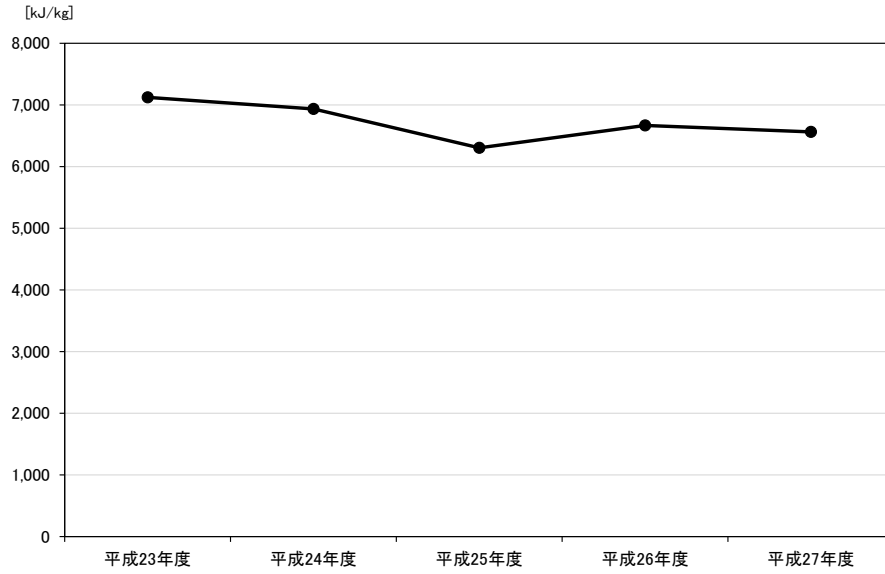


図 3-13 低位発熱量の推移

表 3-8 ごみ焼却施設におけるごみの性状

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
ごみの 種類組成 [%] (乾重量 ベース)	紙・布類	41.45	39.95	40.45	47.75	45.72
	ビニール・合成樹 脂・ゴム・皮革類	27.45	31.97	26.30	26.87	26.62
	木・竹・わら類	4.15	3.65	5.40	5.22	4.83
	厨芥類	19.17	16.48	20.82	15.73	16.17
	不燃物類	1.63	1.25	2.28	0.65	1.68
	その他	6.15	6.70	4.75	3.78	4.98
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	三成分 [%]	水分	49.28	51.88	54.88	52.88
	灰分	6.35	4.40	4.33	4.68	6.65
	可燃分	44.38	43.73	40.80	42.45	41.73
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 [kg/m ³]		172.8	137.8	179.3	149.8	173.8
低位発熱量 [kJ/kg]		7,123	6,935	6,305	6,668	6,563

注) 各年度の分析結果の平均値を記載

(2) 収集ごみ

収集ごみの性状は、表 3-9、図 3-14 及び図 3-15 に示すとおりです。

表 3-9 収集ごみの性状（湿ベースの種類組成）【平成 28 年度調査】

単位：%

		家庭系可燃ごみ		事業系可燃ごみ	
厨 芥 類	手つかずの食料品	2.6	42.6	4.6	41.1
	その他	40.0		36.5	
紙 類	新聞紙・チラシ	1.0	25.8	4.9	36.6
	雑誌・書籍類	0.2		0.2	
	OA 紙	0		4.1	
	ちり紙・キッチンペーパー・紙ふきん	6.2		5.7	
	紙おむつ・生理用品	11.1		14.3	
	紙パック	1.3		0.3	
	段ボール	0.4		0.7	
	その他容器包装	1.5		2.1	
	ざつ紙	3.7		3.8	
	その他	0.4		0.5	
布 類	繊維・衣類・布製品	3.5	4.0	1.3	1.7
	ボロ布・繊維くず等	0.5		0.4	
葉 木 ・ ワ ラ 類	剪定枝・刈り草	12.9	13.3	2.6	3.9
	その他	0.4		1.3	
ゴム・皮革類		0.7	0.7	0.4	0.4
類 ビ ー ル ・ 合 成 樹 脂	ペットボトル	0.4	12.6	1.4	13.1
	その他プラスチック製容器包装材	10.3		7.9	
	食品トレイ	0.2		0.1	
	その他	1.7		3.7	
金 属 類	缶	0.0	0.3	0.1	0.3
	缶以外	0.3		0.2	
びん類		0.1	0.1	0.1	0.1
瓦礫・土砂類		0.0	0.0	2.4	2.4
ガラス・陶器類		0.0	0.0	0	0.0
その他の雑物		0.6	0.6	0.4	0.4
合計		100.0	100.0	100.0	100.0

注) 牛窓地区、邑久地区、長船地区の平均値を記載

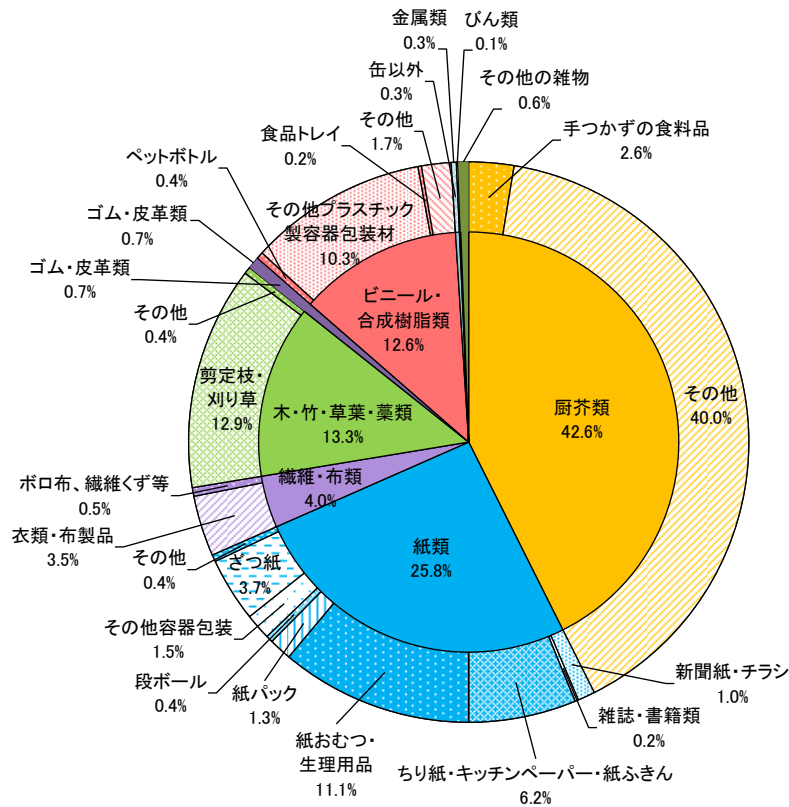


図 3-14 家庭系可燃ごみの性状

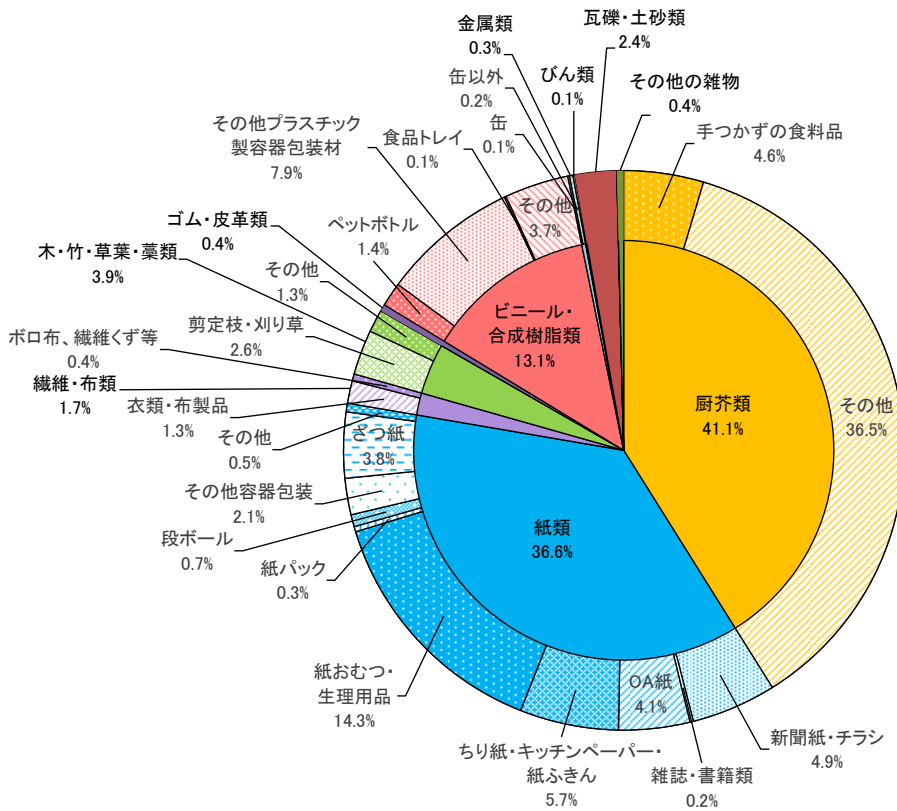


図 3-15 事業系可燃ごみの性状

3.1.4 収集運搬の現状

収集品目の概要は、表 3-10 に示すとおりです。

本市では 12 品目の分別収集を行っています。また、粗大ごみ、古布及び小型家電は、牛窓・邑久地域、長船地域によって収集頻度が異なります。

表 3-10 収集品目の概要（令和 3 年度現在）

ごみの区分	収集頻度	収集方式	ごみの出し方	収集形態	
家庭系ごみ	燃やすごみ	週 2 回	ステーション収集	市指定ごみ袋（黄色）	委託
	古紙	月 1 回	ステーション収集	【新聞紙・ダンボール・紙パック】 ひも結束（品目別） 【雑誌・ぞつ紙】 ひも結束もしくは紙袋	委託
	その他プラスチック	月 2 回	ステーション収集	透明または半透明袋	委託
	ペットボトル			ごみステーションのコンテナまたはネット袋	
	飲料用カン	月 2 回	ステーション収集	ごみステーションのコンテナ	委託
	飲食料用ビン	月 1 回	ステーション収集	ごみステーションのコンテナ	委託
	金物類	月 1 回	ステーション収集	ごみステーションのコンテナ	委託
	粗大ごみ（可燃）	【牛窓・邑久】 奇数月 【長船】 月 1 回	ステーション収集 または直接持込	【1人で積み込める大きさ】 ごみステーション 【1人で積み込めない大きさ】 クリーンセンターかもめへ直接持込	委託
	古布		粗大ごみ（可燃）の 収集日	透明または半透明袋	
	粗大ごみ（不燃）	【牛窓・邑久】 偶数月 【長船】 月 1 回	ステーション収集 または直接持込	【1人で積み込める大きさ】 ごみステーション 【1人で積み込めない大きさ】 クリーンセンターかもめへ直接持込	委託
	小型家電		粗大ごみ（不燃）の 収集日	ごみステーションのコンテナ	
	乾電池・蛍光灯 管・陶磁器・ガラス類・その他 ビン	年 2 回	ステーション収集	ごみステーションのコンテナ （品目別）	委託
事業系ごみ	各事業所と許可業者との契約による。			許可	

3.1.5 中間処理の現状

(1) 処理施設

① 焼却施設

焼却施設の概要は、表3-11に示すとおりです。

燃やすごみ及び粗大ごみ（可燃系）は、クリーンセンターかもめの焼却施設において焼却処理を行っています。クリーンセンターかもめの焼却施設は供用開始から18年が経過しています。

表3-11 焼却施設の概要

	概 要
名称	クリーンセンターかもめ ごみ焼却施設
所在地	牛窓町牛窓 228
運営形態	一部委託
処理能力	43t/日 (21.5t/14h×2 炉)
処理方式	准連続式ストーカ方式
処理対象物	燃やすごみ、粗大ごみ（可燃系）
竣工年月	平成9年3月

② 焼却施設以外

焼却施設以外の中間処理施設の概要は、表3-12に示すとおりです。

本市は、焼却施設以外の中間処理施設としてクリーンセンターかもめの不燃物処理施設を有しています。

表3-12 焼却施設以外の中間処理施設の概要

	概 要
名称	クリーンセンターかもめ 不燃物処理施設
所在地	牛窓町牛窓 228
運営形態	直営
処理能力	4t/日
処理方式	選別・圧縮
処理対象物	飲料用カン、金物類
その他	ストックヤード 192m ² (令和5年度中に502.80m ² へ増設予定)
竣工年月	平成9年3月

(2) 焼却処理量等

焼却処理量等の推移は、図3-16及び表3-13に示すとおりです。

焼却処理量は減少している一方、焼却残渣量は長船地区の焼却を開始した平成25年度に増加しました。これは、平成24年度までは、長船地区の可燃ごみ及び粗大ごみ（可燃系）を施設規模の大きい岡山市東部クリーンセンター（全連続式）で処理していましたが、平成25年度から規模の小さいクリーンセンターかもめ（准連続式）処理に切り替えたことが要因と考えられます。

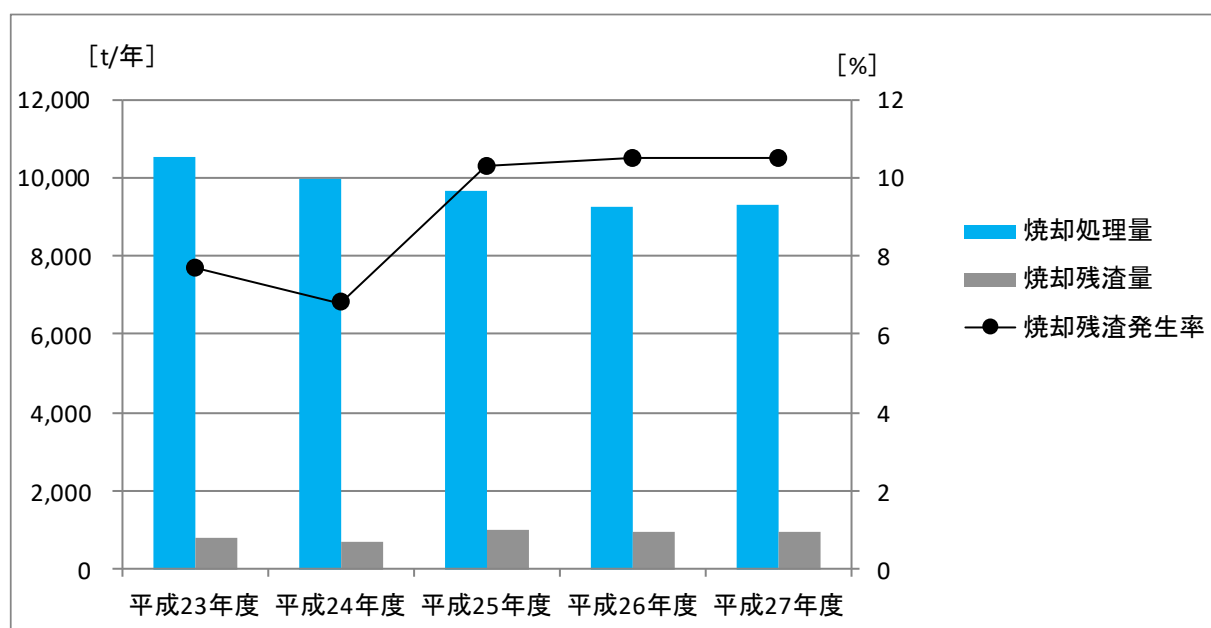


図3-16 焼却処理量等の推移

表3-13 焼却処理量等の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(a)焼却処理量 [t/年]	10,505	9,953	9,668	9,261	9,288
(b)焼却残渣量 [t/年]	807	673	992	972	971
(c)焼却残渣発生率 [%] (= (b) ÷ (a))	7.7	6.8	10.3	10.5	10.5

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成23年度～27年度、環境省）

(3) 焼却処理以外の中間処理量等

不燃物処理・資源化施設における処理量等の推移は、図3-17及び表3-14に示すとおりです。有価物回収率は増加傾向で推移しており、平成27年度には99.9%となっています。なお、有価物回収率が100%とならない理由は、ビンやその他プラスチックの一部が資源化不適物として有価物回収量から除かれるためです。

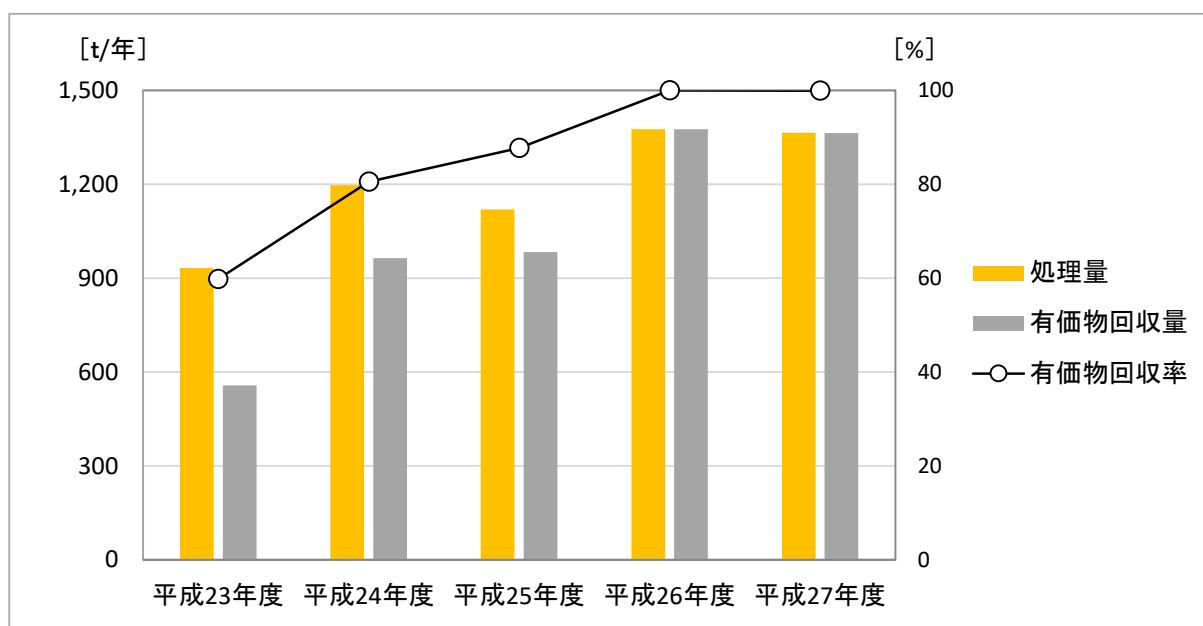


図3-17 不燃物処理・資源化施設の処理量等の推移

表3-14 不燃物処理・資源化施設の処理量等の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(a)搬入量 [t/年]	932	1,197	1,120	1,376	1,365
(b)処理量 [t/年]	932	1,197	1,120	1,376	1,365
(c)有価物回収量 [t/年]	557	964	983	1,376	1,364
(d)残渣量 [t/年]	234	233	137	0	0
(E)有価物回収率 [%] (=(c)÷(b))	59.8	80.5	87.8	100.0	99.9

3.1.6 最終処分の現状

(1) 処理施設

本市は最終処分場を有していないため、最終処分は民間事業者に委託しています。

(2) 最終処分量等

最終処分量等の推移は、図3-18及び表3-15に示すとおりです。

平成25年度に焼却残渣発生量が増加したため、最終処分量及び最終処分率が増加しましたが、平成25年度以降は最終処分率は横ばいで推移しています。

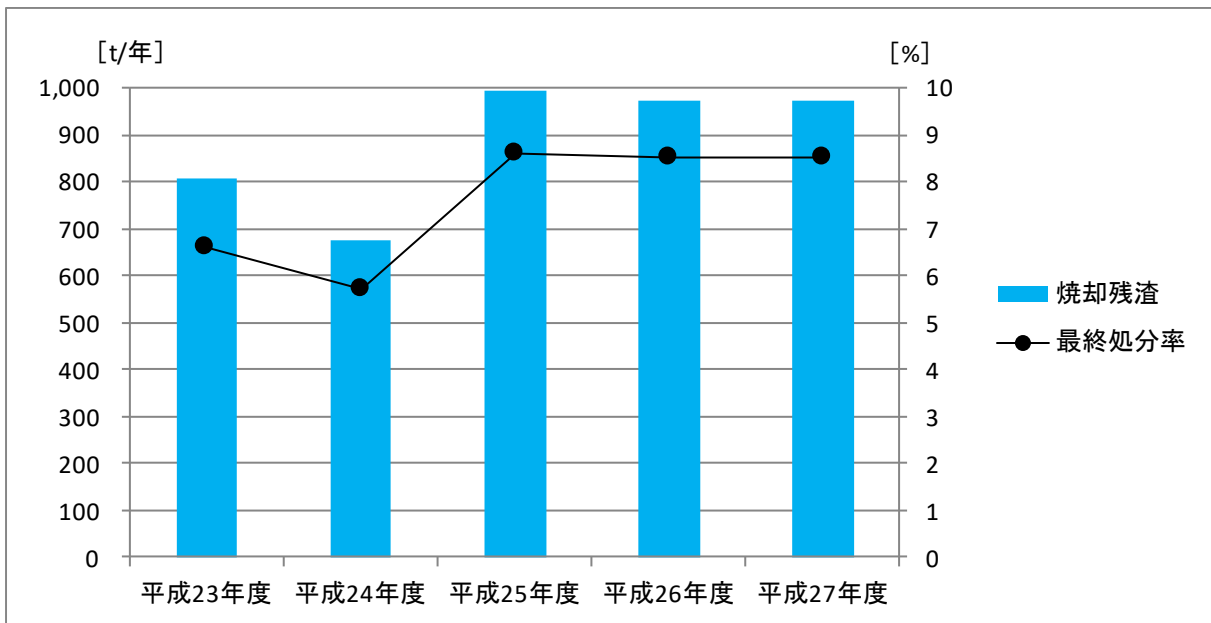


図3-18 最終処分量等の推移

表3-15 最終処分量等の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(a)ごみ総排出量 [t/年]	12,229	11,829	11,489	11,435	11,420
(b)最終処分量 [t/年]	807	673	992	972	971
焼却残渣	807	673	992	972	971
不燃残渣等	0	0	0	0	0
(c)最終処分率 [%] (((b)÷(a))×100)	6.6	5.7	8.6	8.5	8.5

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成23年度～27年度、環境省）

(3) 県内自治体との比較

県内自治体の1人1日あたりの最終処分量は、図3-19及び表3-16に示すとおりです。
本市の1人1日あたりの最終処分量は、岡山県内の27市町村の中で14番目に多くなっています。

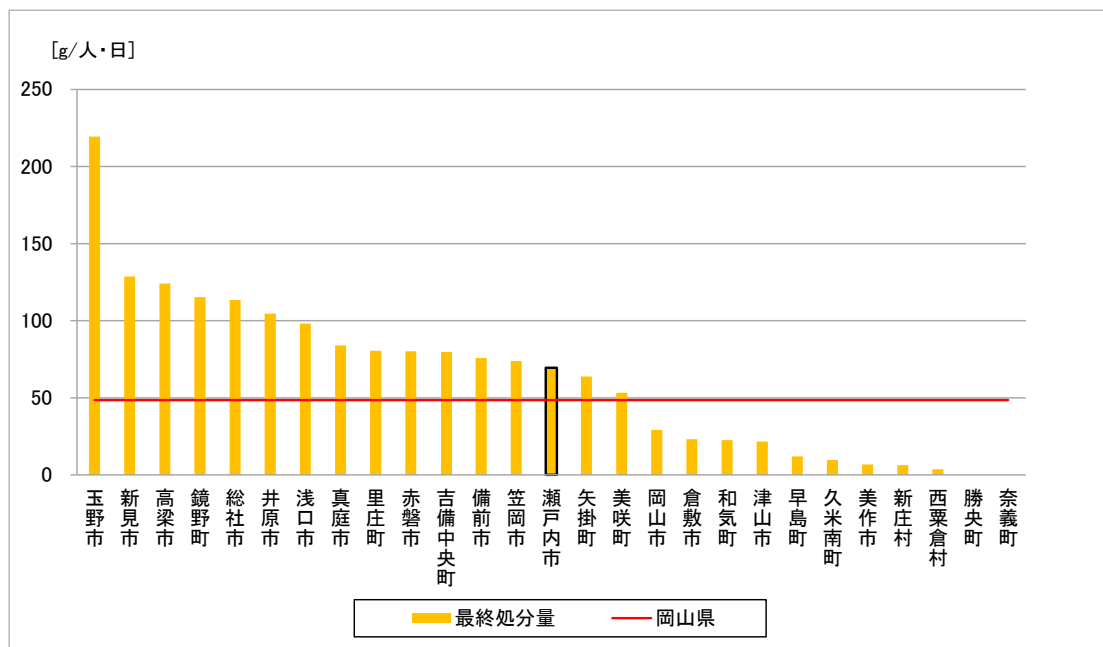


図3-19 県内自治体の1人1日あたりの最終処分量 (平成27年度)

表3-16 県内自治体の1人1日あたりの最終処分量 (平成27年度)

単位：g/人・日

順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量	順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量
1	玉野市	219.4	15	矢掛町	63.8
2	新見市	128.7	16	美咲町	53.3
3	高梁市	124.1	17	岡山市	29.1
4	鏡野町	115.3	18	倉敷市	23.2
5	総社市	113.4	19	和気町	22.5
6	井原市	104.6	20	津山市	21.7
7	浅口市	98.1	21	早島町	12.0
8	真庭市	84.0	22	久米南町	9.6
9	里庄町	80.6	23	美作市	6.9
10	赤磐市	80.1	24	新庄村	6.3
11	吉備中央町	79.5	25	西粟倉村	3.6
12	備前市	75.7	26	勝央町	0.0
13	笠岡市	74.0	27	奈義町	0.0
14	瀬戸内市	69.5	岡山県		48.5

出典：平成27年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

3.1.7 減量化・資源化の現状

(1) 施策の実施状況

① 生ごみ処理機等の導入補助

本市では、生ごみ減量対策として、生ごみ処理機等の導入に対する助成を行っています。助成基数等は、図3-20及び表3-17に示すとおりです。

助成基数が最も多いのはコンポスト式であり、次いで乾燥式が多くなっています。なお、助成基数及び補助金額とも減少傾向にあります。

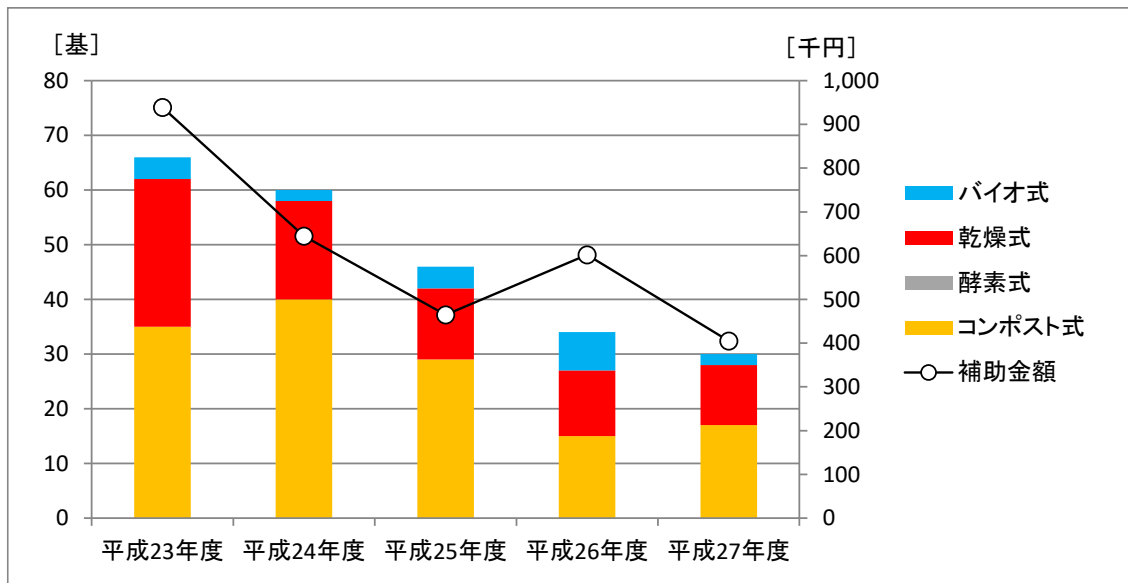


図3-20 生ごみ処理機導入の助成基数等

表3-17 生ごみ処理機導入の助成基数等

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
補助金額[千円]		939	645	465	602	405
基数 [基]	コンポスト式	35	40	29	15	17
	酵素式	0	0	0	0	0
	乾燥式	27	18	13	12	11
	バイオ式	4	2	4	7	2
	合計	66	60	46	34	30

② 集団回収

本市の集団回収の実績は、図 3-21 及び表 3-18 に示すとおりです。

集団回収の実施団体数は横ばいで推移しているものの、回収量は減少傾向で推移しています。

また、平成 25 年度の交付金額見直しにより、報奨金額が減少しています。

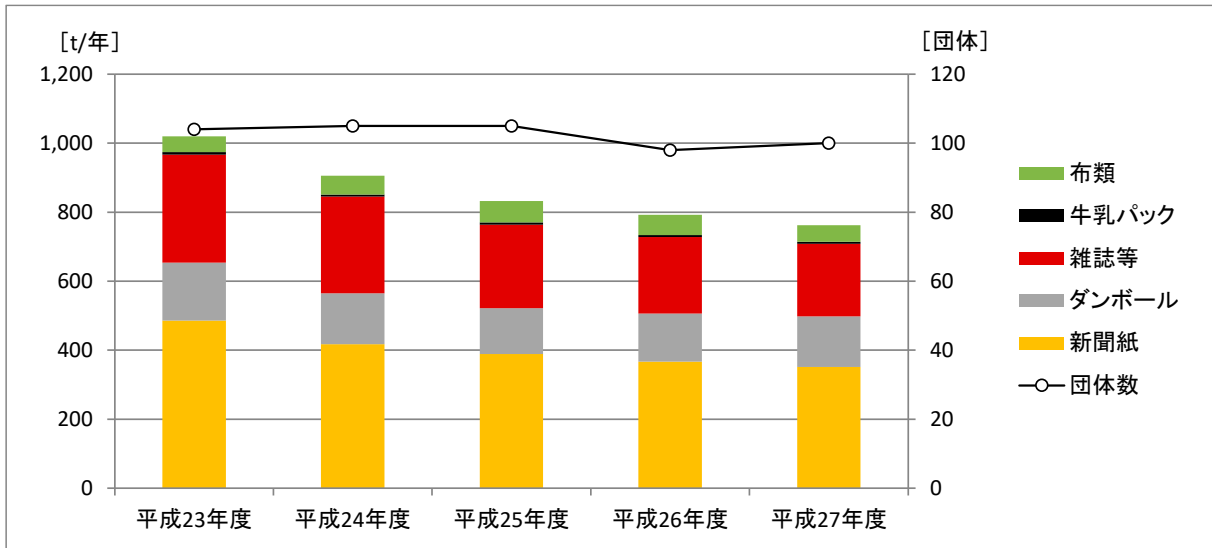


図 3-21 集団回収の実績

表 3-18 集団回収の実績

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
団体数		104	105	105	98	100
交付金額 〔千円/年〕	報奨金額	10,191	9,062	5,818	5,541	5,338
	逆有償	16	7	8	3	4
	合計	10,207	9,069	5,826	5,544	5,342
回収量〔t/年〕	新聞紙	486	417	389	367	351
	ダンボール	168	148	133	139	147
	雑誌等	313	280	242	222	210
	牛乳パック	7	6	6	6	6
	布類	46	55	62	58	48
	合計	1,020	906	832	792	762

③ 資源化の実績

リサイクル率等の推移は、図3-22及び表3-19に示すとおりです。

平成27年度のリサイクル率は19.1%であり、全国平均（18.8%）よりも高いものの、岡山県平均（28.1%）よりも低くなっています。

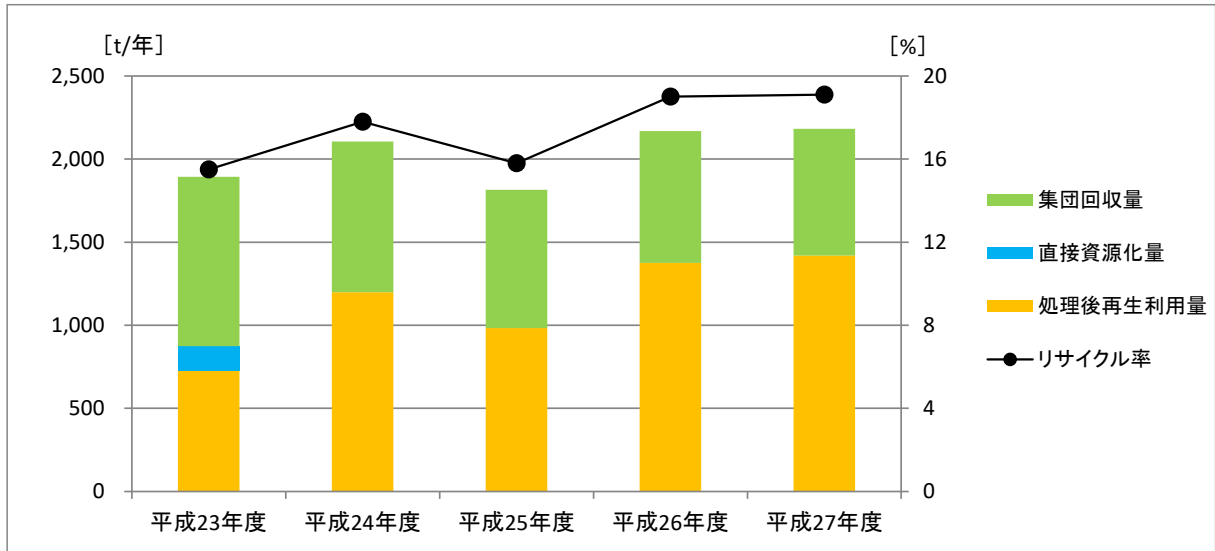


図3-22 リサイクル率等の推移

表3-19 リサイクル率等の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(a)ごみ総排出量 [t/年]	12,229	11,829	11,489	11,435	11,420
(b)総資源化量 [t/年]	1,894	2,105	1,815	2,168	2,182
処理後再生利用量	727	1,199	983	1,376	1,420
直接資源化量	147	0	0	0	0
集団回収量	1,020	906	832	792	762
(c)リサイクル率 [%] (((b)÷(a))×100)	15.5	17.8	15.8	19.0	19.1

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成23年度～27年度、環境省）

また、県内自治体におけるリサイクル率は、図3-23及び表3-20に示すとおりです。
本市のリサイクル率は、岡山県内の27市町村の中で9番目に高くなっています。

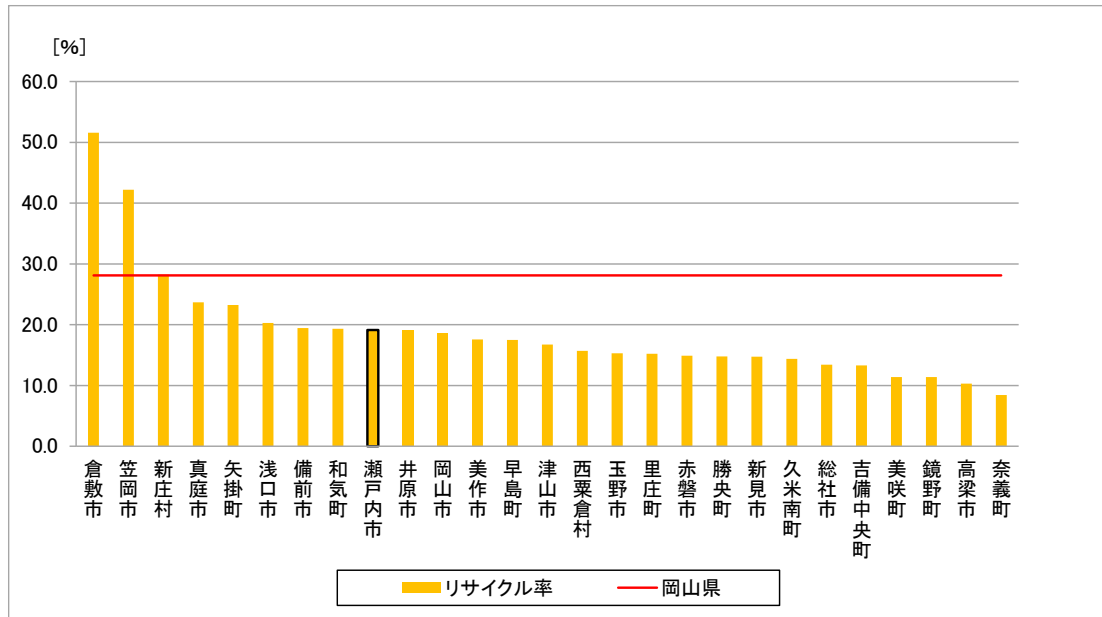


図3-23 県内自治体のリサイクル率（平成27年度）

表3-20 県内自治体のリサイクル率（平成27年度）

単位：%

順位	自治体名	リサイクル率	順位	自治体名	リサイクル率
1	倉敷市	51.6	15	西粟倉村	15.7
2	笠岡市	42.2	16	玉野市	15.3
3	新庄村	28.2	17	里庄町	15.2
4	真庭市	23.7	18	赤磐市	14.9
5	矢掛町	23.2	19	勝央町	14.8
6	浅口市	20.3	20	新見市	14.8
7	備前市	19.4	21	久米南町	14.4
8	和気町	19.3	22	総社市	13.4
9	瀬戸内市	19.1	23	吉備中央町	13.3
10	井原市	19.0	24	美咲町	11.4
11	岡山市	18.7	25	鏡野町	11.4
12	美作市	17.6	26	高梁市	10.3
13	早島町	17.5	27	奈義町	8.4
14	津山市	16.7	岡山県		28.1

出典：平成27年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

3.1.8 ごみ処理経費の現状

(1) ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、図3-24及び表3-21に示すとおりです。

平成24年度にクリーンセンターかもめの改造工事を行ったため、平成24年度のごみ処理経費（約7億7千万円）は他の年度よりも大幅に高くなっています。また、平成27年度にバグフィルタの更新を行ったため、平成27年度のごみ処理経費も高くなっています。平成24年度及び平成27年度以外のごみ処理経費は、3億円～4.5億円程度となっています。

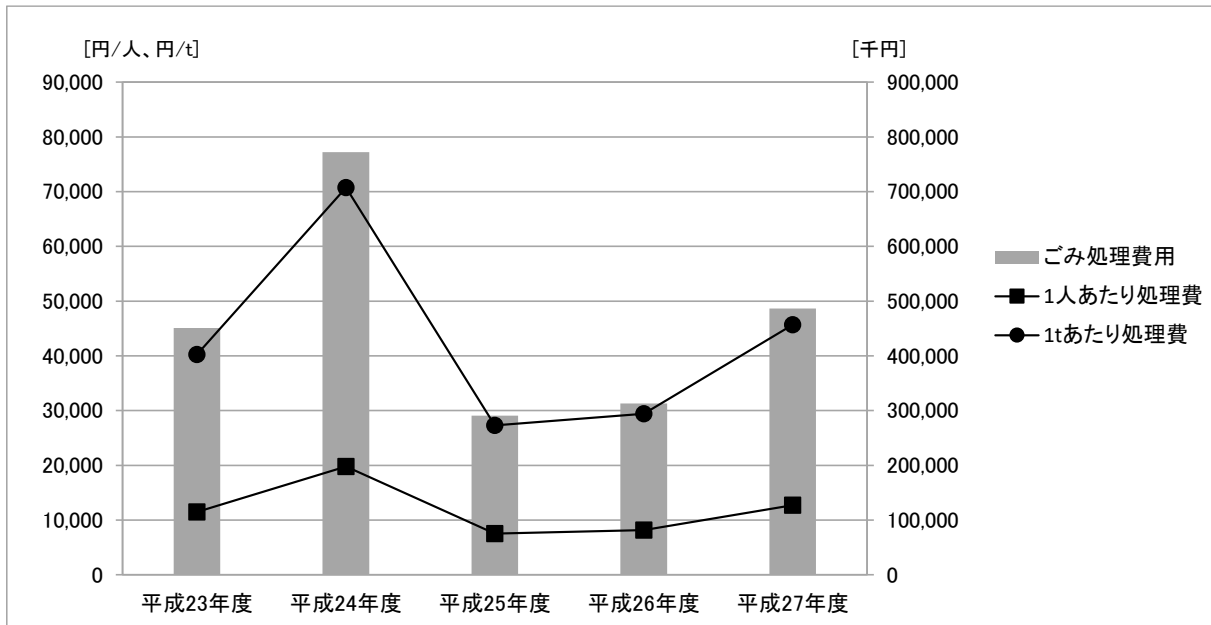


図3-24 ごみ処理経費の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成23年度～平成27年度、環境省）

表3-21 ごみ処理経費の推移

			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
ごみ処理費〔千円〕	建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
			中間処理施設	60,480	439,501	16,800	17,492	162,907	
			最終処分場	0	0	0	0	0	
			その他	0	0	0	0	0	
		調査費	0	0	0	0	0		
		(組合分担金)	0	0	0	0	0		
		小計	60,480	439,501	16,800	17,492	162,907		
		分担金除く	60,480	439,501	16,800	17,492	162,907		
	処理及び維持管理費	人件費	一般職	19,571	19,223	19,916	22,722	22,532	
			処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
				中間処理費	48,796	42,744	35,850	36,258	36,772
				最終処分費	0	0	0	0	0
		処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0	
			中間処理費	37,237	33,095	37,772	42,999	45,195	
			最終処分費	0	0	0	0	0	
			車両等購入費	0	0	0	0	0	
		委託費	収集運搬費	180,612	109,468	109,484	121,823	122,008	
			中間処理費	0	0	0	30,780	51,160	
			最終処分費	104,225	128,139	70,878	40,904	46,102	
			その他	0	0	0	0	0	
(組合分担金)	0	0	0	0	0				
調査研究費	0	0	0	0	0				
小計	390,441	332,669	273,900	295,486	323,769				
分担金除く	390,441	332,669	273,900	295,486	323,769				
その他	0	0	0	0	0				
(a)合計	450,921	772,170	290,700	312,978	486,676				
分担金除く	450,921	772,170	290,700	312,978	486,676				
(b)計画収集人口〔人〕	39,206	39,066	38,760	38,440	38,270				
(c)ごみ排出量（集団回収量は含まない）〔t/年〕	11,203	10,917	10,651	10,637	10,652				
(d)1人あたり処理費〔円/人〕 ((a)×1000÷(b))	11,501	19,766	7,500	8,142	12,717				
(e)1tあたり処理費〔円/t〕 ((a)×1000÷(c))	40,250	70,731	27,293	29,424	45,689				

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成23年度～平成27年度、環境省）

(2) 県内の自治体との比較

県内の自治体における 1 人あたりのごみ処理経費は、図 3-25 及び表 3-22 に示すとおりです。

本市の 1 人あたりのごみ処理経費は、岡山県内の 27 市町村の中で 20 番目に多くなっています。

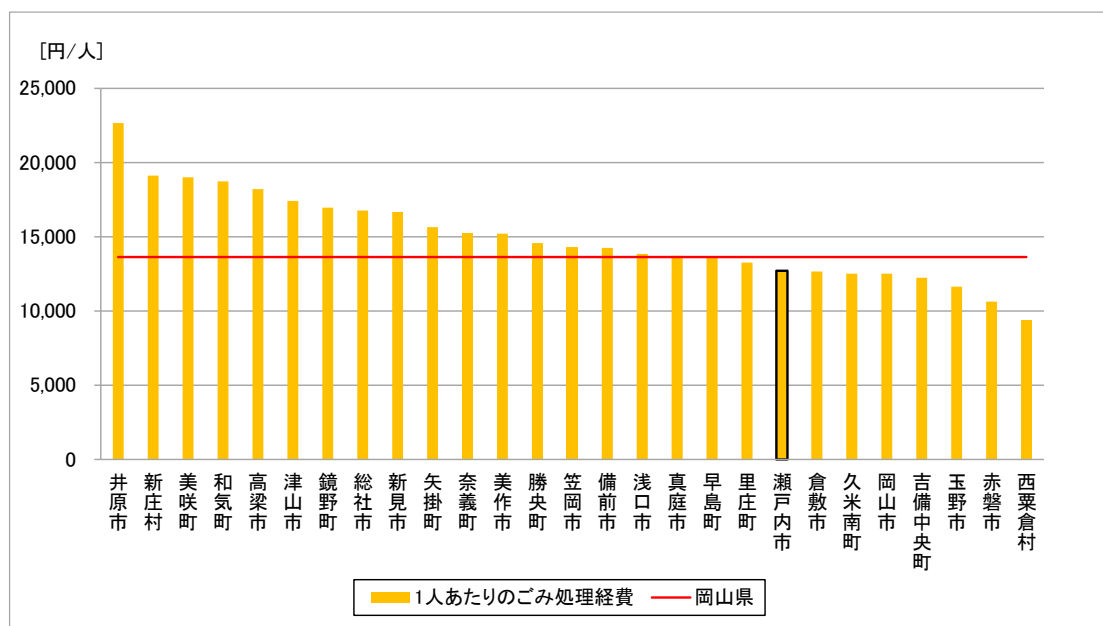


図 3-25 県内自治体の 1 人あたりのごみ処理経費 (平成 27 年度)

表 3-22 県内自治体の 1 人あたりのごみ処理経費 (平成 27 年度)

単位：円/人

順位	自治体名	1 人あたりのごみ処理経費	順位	自治体名	1 人あたりのごみ処理経費
1	井原市	22,655	15	備前市	14,255
2	新庄村	19,114	16	浅口市	13,856
3	美咲町	19,014	17	真庭市	13,726
4	和気町	18,736	18	早島町	13,694
5	高梁市	18,210	19	里庄町	13,260
6	津山市	17,426	20	瀬戸内市	12,717
7	鏡野町	16,965	21	倉敷市	12,667
8	総社市	16,764	22	久米南町	12,513
9	新見市	16,675	23	岡山市	12,511
10	矢掛町	15,645	24	吉備中央町	12,242
11	奈義町	15,253	25	玉野市	11,640
12	美作市	15,214	26	赤磐市	10,643
13	勝央町	14,578	27	西粟倉村	9,425
14	笠岡市	14,335	-	県内平均値	13,641

出典：平成 27 年度一般廃棄物処理実態調査 (環境省)

3.2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測

3.2.1 将来予測の手順

ごみ排出量の現状趨勢の手順は、図3-26に示すとおりです。

人口は、「瀬戸内市の人口推計平成27年～平成47年（平成24年7月）」に基づき設定しました。

家庭系ごみ、集団回収量及び自家処理量については、トレンド推計法により排出原単位（1人1日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。また、事業系ごみについては、トレンド推計法により排出原単位（1日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

なお、家庭系ごみについては5区分（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他ごみ）、事業系ごみについては4区分（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）ごとに推計を行いました。

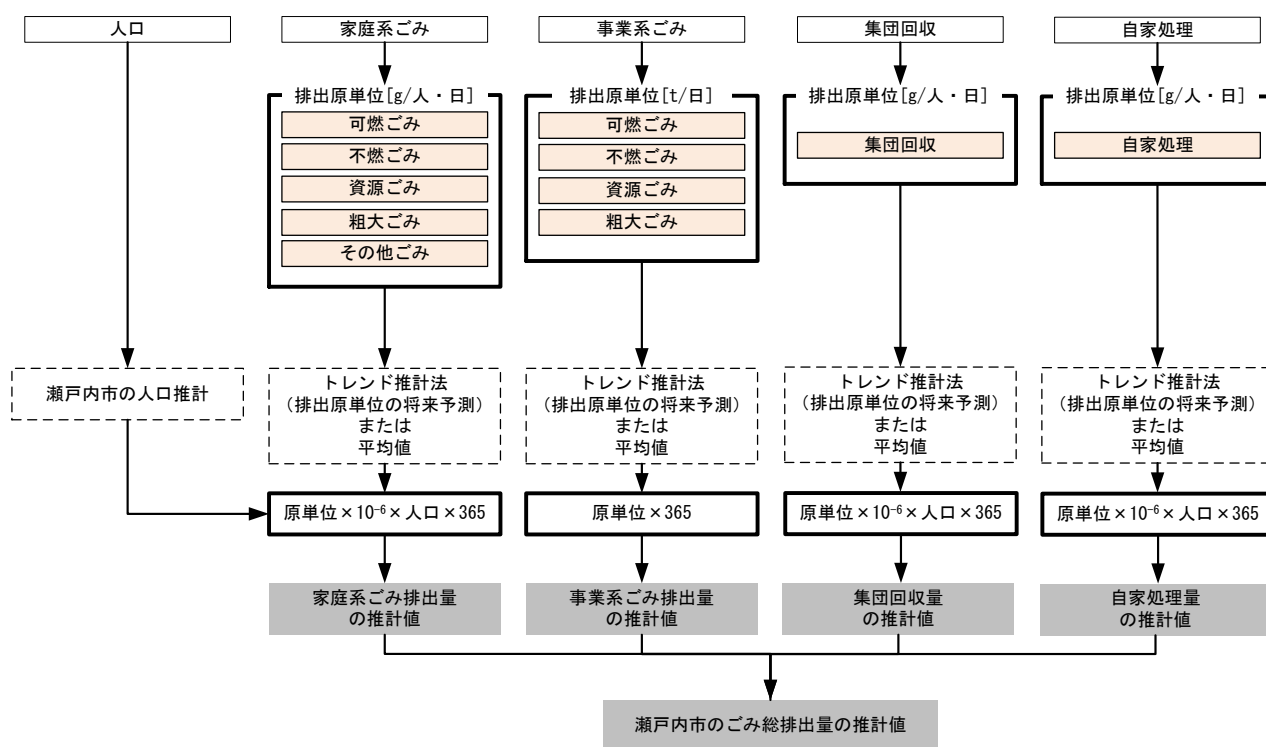


図3-26 ごみ排出量の将来予測の手順

3.2.2 将来予測の結果

(1) 人口

人口は、「瀬戸内市の人口推計 平成 27 年～平成 47 年（平成 24 年 7 月）」に基づき、図 3-27 及び表 3-23 のとおり設定しました。

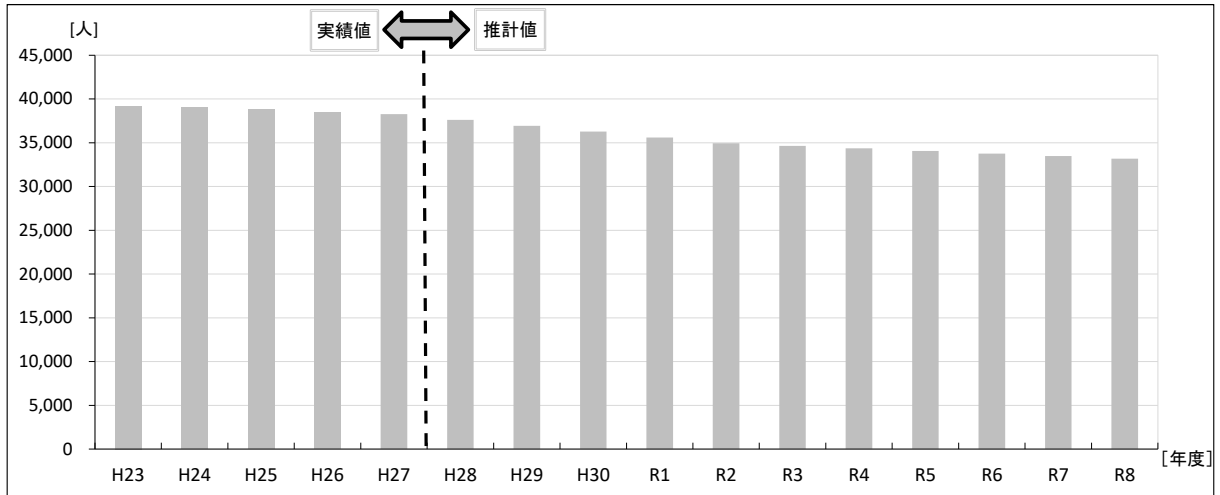


図 3-27 人口の将来推計値

表 3-23 人口の将来推計値

	実績値	推計値	
	平成 27 年度	令和 3 年度 (中間目標年度)	令和 8 年度 (目標年度)
人口 [人]	38,276	34,652	33,180

(2) 家庭系ごみ

① 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推計結果は、図3-28及び表3-24に示すとおりです。

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、横ばいで推移すると見込まれます。

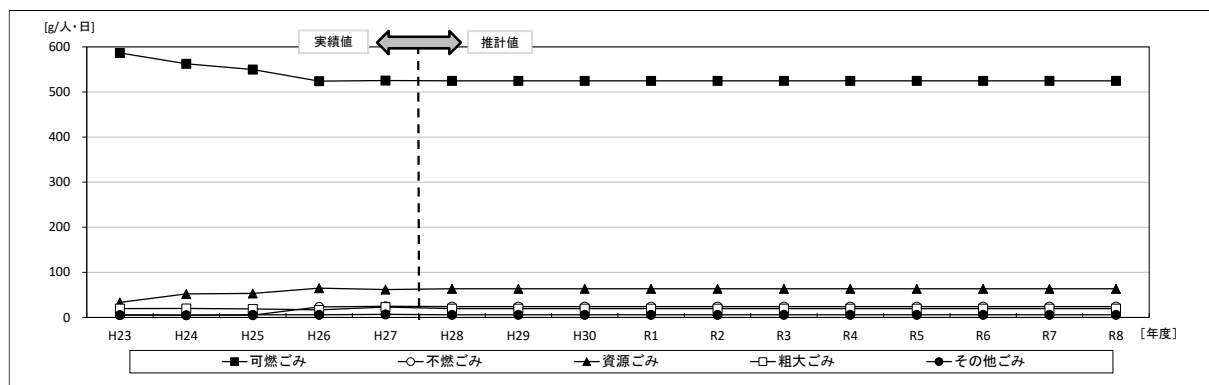


図3-28 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推計結果

表3-24 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推計結果

単位：g/人・日

	実績値	推計値	
	平成27年度	令和3年度 (中間目標年度)	令和8年度 (目標年度)
可燃ごみ	525.3	524.5	524.5
不燃ごみ	24.8	24.0	24.0
資源ごみ	61.8	63.5	63.5
粗大ごみ	23.1	19.6	19.6
その他ごみ	6.9	5.8	5.8
合計	641.9	637.4	637.4
合計 (資源ごみを除く)	580.1	573.9	573.9

② 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ排出量の推計結果は、図 3-29 及び表 3-25 に示すとおりです。

1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は横ばいで推移するものの、人口が減少することから、家庭系ごみ排出量は減少すると見込まれます。

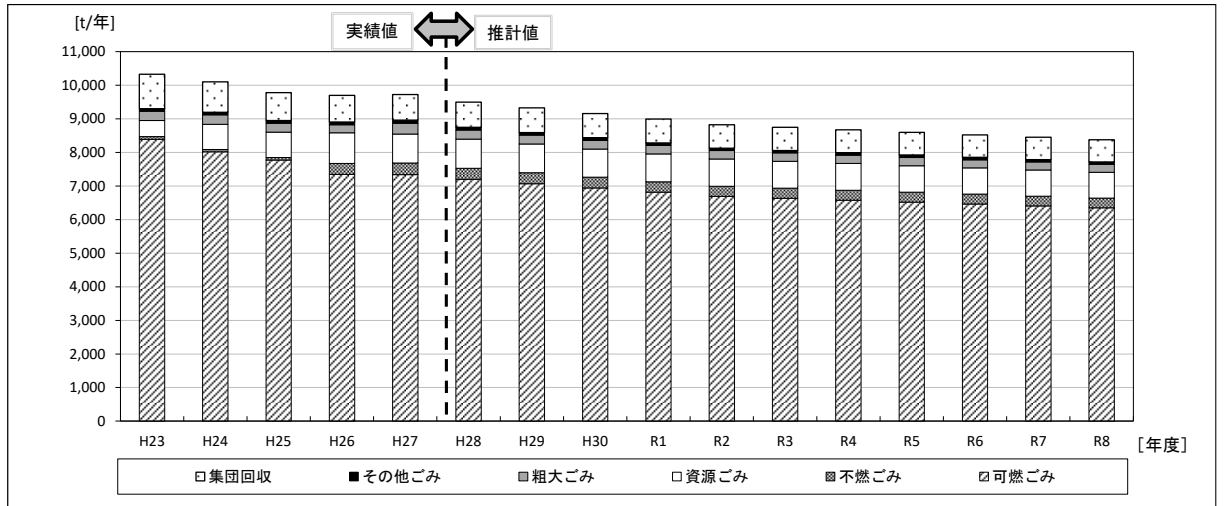


図 3-29 家庭系ごみ排出量の推計結果

表 3-25 家庭系ごみ排出量の推計結果

単位：t/年

	実績値	推計値	
	平成 27 年度	令和 3 年度 (中間目標年度)	令和 8 年度 (目標年度)
可燃ごみ	7,338	6,633	6,351
不燃ごみ	346	303	291
資源ごみ	863	803	769
粗大ごみ	323	248	237
その他ごみ	96	73	70
合計	8,966	8,060	7,718

(3) 事業系ごみ

① 1日あたりの事業系ごみ排出量

1日あたりの事業系ごみ排出量の推計結果は、図3-30及び表3-26に示すとおりです。

可燃ごみについては、平成27年度の排出原単位が他の年度に比べて少なかったため、平成28年度にいったん増加するものの、平成28年度以降は微減で推移すると見込まれます。

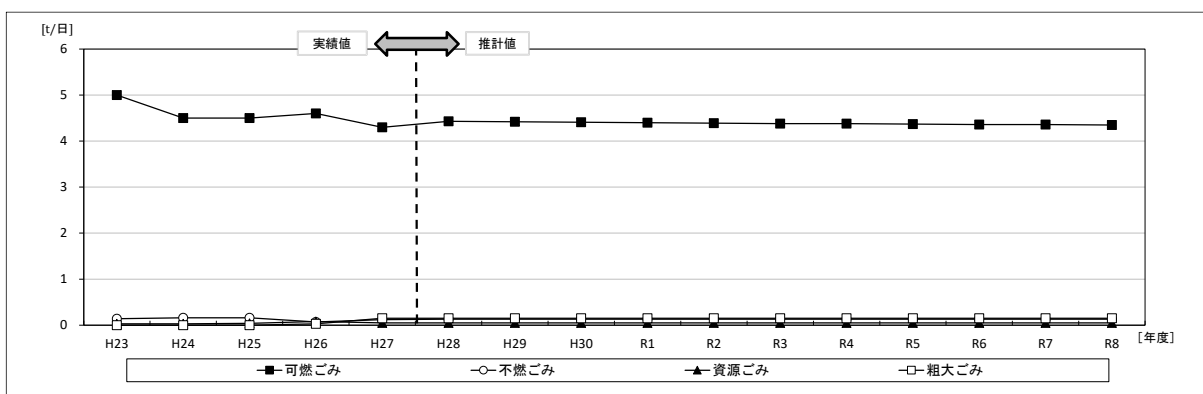


図3-30 1日あたりの事業系ごみ排出量の推計結果

表3-26 1日あたりの事業系ごみ排出量の推計結果

単位: t/日

	実績値	推計値	
	平成27年度	令和3年度 (中間目標年度)	令和8年度 (目標年度)
可燃ごみ	4.30	4.38	4.35
不燃ごみ	0.12	0.13	0.13
資源ごみ	0.05	0.05	0.05
粗大ごみ	0.15	0.15	0.15
合計	4.62	4.71	4.68

② 事業系ごみの排出量

事業系ごみ排出量の推計結果は、図 3-31 及び表 3-27 に示すとおりです。

事業系ごみ排出量は、1日あたりの排出量に年間日数 365 日をかけて算出することから、前項の 1日あたりの排出量と同様の傾向を示します。

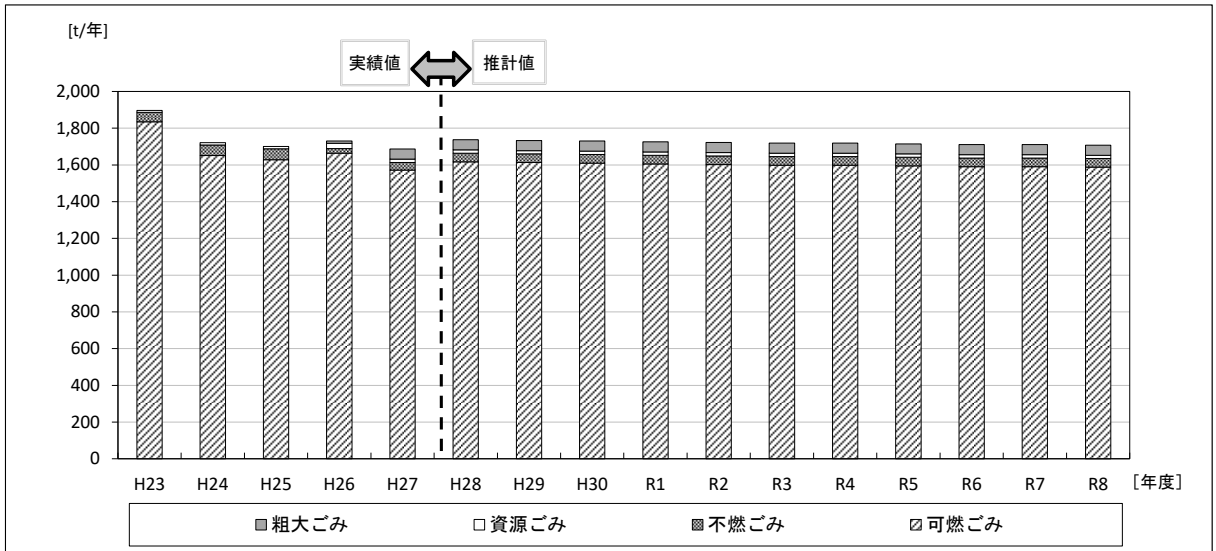


図 3-31 事業系ごみ排出量の推計結果

表 3-27 事業系ごみ排出量の推計結果

単位: t/年

	実績値	推計値	
	平成 27 年度	令和 3 年度 (中間目標年度)	令和 8 年度 (目標年度)
可燃ごみ	1,572	1,599	1,588
不燃ごみ	42	47	47
資源ごみ	18	18	18
粗大ごみ	55	55	55
合計	1,687	1,719	1,708

(4) 集団回収量

集団回収量の将来予測の結果は、図3-32及び表3-28に示すとおりです。

集団回収量は、減少傾向で推移することが見込まれます。

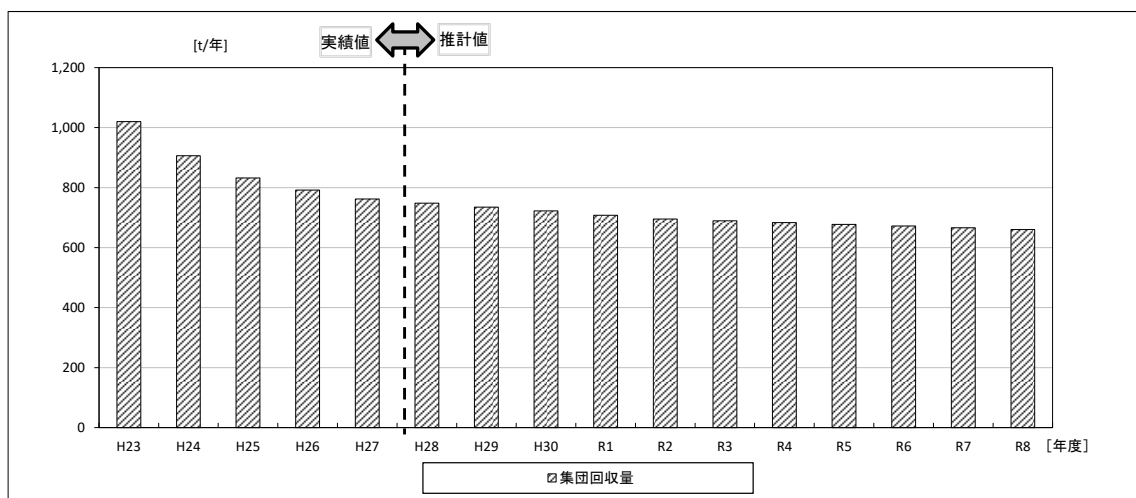


図3-32 集団回収量の将来予測の結果

表3-28 集団回収量の将来予測の結果

単位：t/年

	実績値	推計値	
	平成27年度	令和3年度 (中間目標年度)	令和8年度 (目標年度)
集団回収量	762	689	660

(5) ごみ総排出量

以上をふまえたごみ総排出量の推計結果は、図 3-33 及び表 3-29 に示すとおりです。

事業系ごみ排出量は微増が見込まれるものの、家庭系ごみ排出量（特に、可燃ごみ）が大きく減少すると見込まれることから、ごみ総排出量は減少します。ただし、家庭系ごみ排出量の減少の大きな要因は人口の減少であり、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は微減にとどまります。

また、人口が減少する一方で、事業系ごみ排出量が増加することから、1人1日あたりのごみ排出量は増加すると見込まれます。

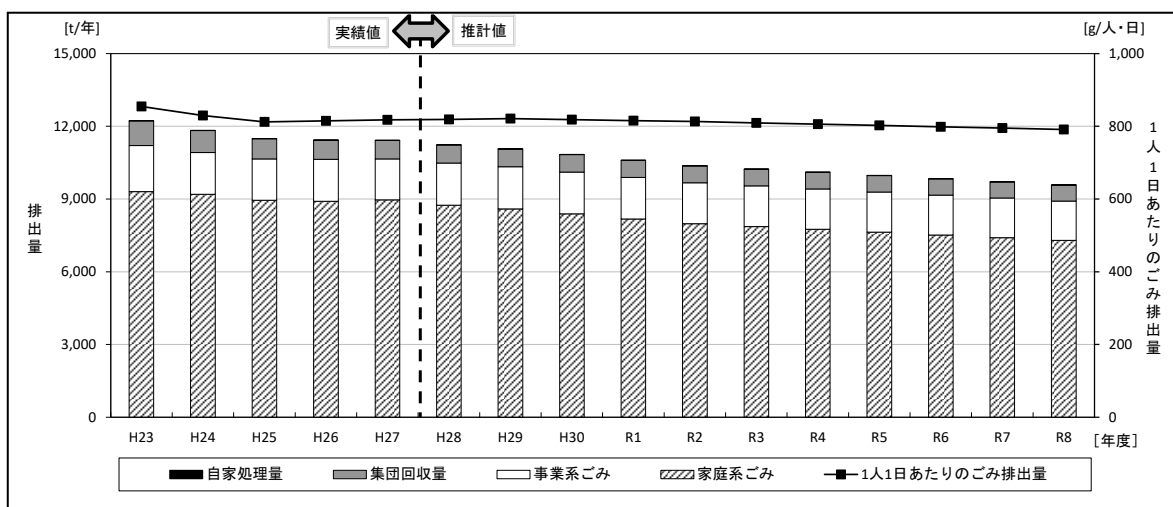


図 3-33 (1) ごみ総排出量の推計結果（排出形態別）

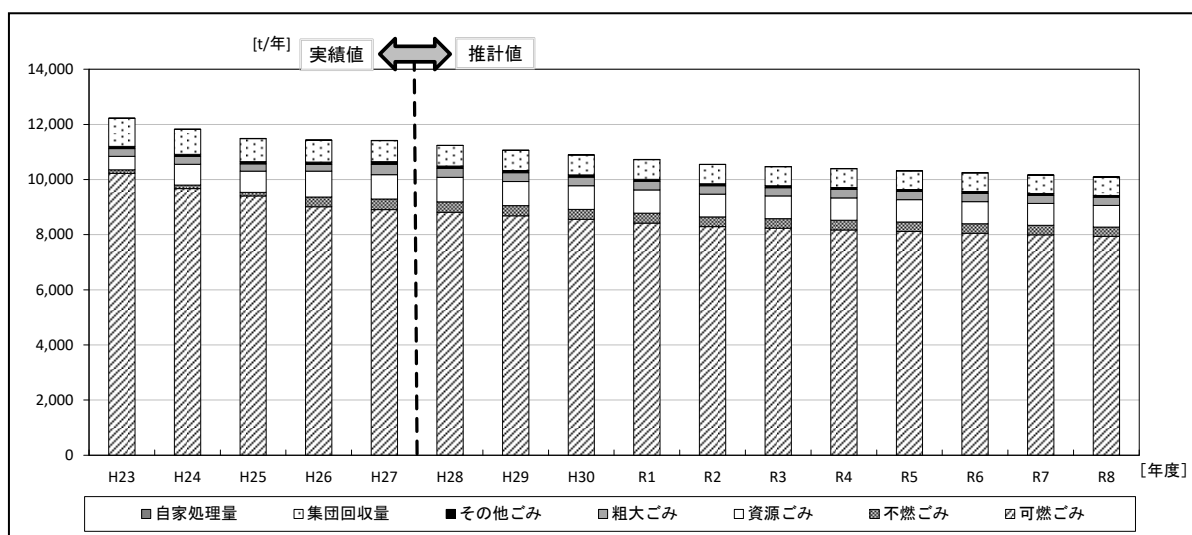


図 3-33 (2) ごみ総排出量の推計結果（ごみ種別）

表 3-29 ごみ総排出量の推計結果

		実績値		推計値	
		平成 27 年度	令和 3 年度	令和 8 年度	
ごみ総排出量	家庭系ごみ	可燃ごみ	7,338	6,633	6,351
		不燃ごみ	346	303	291
		資源ごみ	863	803	769
		粗大ごみ	323	248	237
		その他ごみ	96	73	70
		計	8,966	8,060	7,718
	事業系ごみ	可燃ごみ	1,572	1,599	1,588
		不燃ごみ	42	47	47
		資源ごみ	18	18	18
		粗大ごみ	55	55	55
		計	1,687	1,719	1,708
	集団回収量		762	689	660
	自家処理量		6	6	6
	総排出量	可燃ごみ	8,910	8,232	7,939
		不燃ごみ	388	350	338
		資源ごみ	881	821	787
		粗大ごみ	378	303	292
その他ごみ		96	73	70	
集団回収		762	689	660	
自家処理		6	6	6	
計		11,421	10,474	10,092	
1 人 1 日あたりの排出量 [g/人・日]		817.5	828.1	833.3	
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ 排出量（集団回収量及び資源 ごみ量を除く） [g/人・日]		580.1	573.9	573.9	

3.3 ごみ処理の評価

3.3.1 前計画の数値目標の達成見込み

前計画では、以下のとおり、ごみ処理に係る数値目標を設定しています。

目標指標①：1人1日あたりのごみ排出量

⇒平成27年度に887g以下とする。

目標指標②：1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団回収量を除く）

⇒平成27年度に387g以下とする。

目標指標③：事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）

⇒平成27年度に2,328t以下とする。

表3-30のとおり、3つの指標のうち、指標①及び指標③は目標を達成していますが、家庭系ごみに関する目標である指標②は未達成となっています。

表3-30 前計画の数値目標の達成状況

目標指標	前計画の目標値 (平成27年度)	実績値 (平成27年度)	達成状況
①1人1日あたりのごみ排出量	887g/人・日	818g/人・日	達成
②1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団回収量を除く）	387g/人・日	580g/人・日	未達成
③事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）	2,328t/年	1,687t/年	達成

3.3.2 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」及び「第3次循環型社会形成推進基本計画」において、ごみ排出量等の削減目標が設定されています。それらの数値目標の達成見込みを以下に整理しました。

(1) 国の基本方針

国の基本方針では、以下のとおり、ごみ排出量等の削減目標が設定されています。

目標指標①：ごみ排出量	⇒	令和 2 年度までに平成 24 年度比で約 12%減
目標指標②：リサイクル率	⇒	令和 2 年度までに約 27%とする。
目標指標③：最終処分量	⇒	令和 2 年度までに平成 24 年度比で約 14%減
目標指標④：1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	⇒	令和 2 年度までに 500g/人・日とする。

本市におけるこれらの数値目標の達成の見込みは、表 3-31 に示すとおりです。

ごみ排出量に関連する全ての指標について、現状の施策を継続するだけでは、数値目標が達成できない見込みです。

表 3-31 国の基本方針の数値目標の達成見込み

目標指標	基準年度(平成 24 年度) における本市の実績値	目標年度(令和 2 年度)の数値		達成の見込み
		目標値	推計値 ^{注 3)}	
ごみ排出量	11,829t/年	10,410t/年 ^{注 1)}	10,552t/年	達成困難
リサイクル率	17.8%	約 27%	18.5%	達成困難
最終処分量	673t/年	579t/年 ^{注 2)}	897t/年	達成困難
1 人 1 日あたりの 家庭系ごみ排出量	645g/人・日	500g/人・日	637 g/人・日	達成困難

注 1) 11,829 × (1-0.12) で算出

注 2) 673 × (1-0.14) で算出

注 3) 現状趨勢の場合の将来予測結果

【国の基本方針とは】

『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、平成 22 年 12 月 20 日全部変更）』のことで、この基本方針では、廃棄物の減量化や適正処理に関する基本的な方向等（以下参照）を定めています。

- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ◆ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的な事項
- ◆ 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
- ◆ その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

(2) 第三次循環型社会形成推進基本計画

第三次循環型社会形成推進基本計画では、以下の3つの指標について数値目標が設定されています。

<p>指標①：1人1日あたりのごみ排出量 ⇒ 令和2年度までに平成12年度比で約25%減</p> <p>指標②：1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団回収量を除く） ⇒ 令和2年度までに平成12年度比で約25%減</p> <p>指標③：事業系ごみ排出量 ⇒ 令和2年度までに平成12年度比で約35%減</p>

本市におけるこれらの数値目標の達成の見込みは、表3-32に示すとおりです。

3つの指標のうち、指標③は数値目標が達成できると見込まれますが、指標①及び指標②については現状の施策を継続するだけでは数値目標が達成できない見込みです。

表3-32 第三次循環型社会形成推進基本計画の数値目標の達成見込み

	基準年度（平成12年度） における本市の実績値	目標年度（令和2年度）の数値		達成の 見込み
		目標値	推計値 ^{注5)}	
①1人1日あたりのごみ排出量 ^{注1)}	988g/人・日	741g/人・日 ^{注2)}	827g/人・日	達成困難
②1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団回収量を除く）	584g/人・日	438g/人・日 ^{注3)}	574g/人・日	達成困難
③事業系ごみ排出量	4,045t/年	2,629t/年 ^{注4)}	1,722t/年	達成可能

注1) ごみ総排出量×10⁶÷人口÷365日

注2) 988g/人・日×(1-0.25)

注3) 584g/人・日×(1-0.25)

注4) 4,045t/年×(1-0.35)

注5) 現状趨勢の場合の将来予測結果

3.3.3 岡山県の数値目標の達成見込み

岡山県では、「第3次岡山県廃棄物処理計画（平成24年2月、岡山県）」^{注)}において、以下の3つの目標指標について数値目標を設定しています。

注) 岡山県廃棄物処理計画の最新版は第4次計画ですが、過年度の実績値にて数値目標の達成状況を整理するために、第3次計画との比較を行いました。

目標指標①：1人1日あたりのごみ排出量 ⇒平成27年度に935gとする。
目標指標②：リサイクル率 ⇒平成27年度に32.7%とする。
目標指標③：最終処分量 ⇒平成27年度に130t/日とする。 ⇒1人1日あたりに換算すると68gとなる。

本市におけるこれらの数値目標の達成状況は、表3-33に示すとおりです。

指標①については目標を達成していますが、指標②及び指標③は目標未達成となっています。

表3-33 第3次岡山県廃棄物処理計画の数値目標の達成状況

目標指標	岡山県の目標値 (平成27年度)	本市の実績値 (平成27年度)	達成状況
①1人1日あたりのごみ排出量	935g/人・日	818g/人・日	達成
②リサイクル率	32.7%	19.1% ^{注1)}	未達成
③最終処分量	68g/人・日	70g/人・日 ^{注2)}	概ね達成

注1) 総資源化量 2,182t/年 ÷ 自家処理排出量 11,414t/年で算出

注2) 最終処分量 971t/年 ÷ 自家処理除く人口 38,270人で算出

3.3.4 類似団体の平均を基準とした評価

本市の一般廃棄物処理システムについて、環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行いました。

(1) 類似団体の平均を基準とした評価

評価には、表 3-34 に示す指標を用いました。

表 3-34 評価の指標

評価指標		算出式	
循環型社会 形成	廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	$\text{ごみ総排出量} \div 365 \div \text{計画収集人口} \times 10^6$
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率（RDFを除く） [t/t] 【リサイクル率のこと】	$\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t] 【最終処分率のこと】	$\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
経済性	費用対効果	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年]	$\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$
		最終処分減量に要する費用 [円/t]	$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$

(2) 評価の方法

評価は、評価指標を数値化し、類似団体（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と比較することにより行いました。類似団体の平均と本市の各指標をレーダーチャートで比較することにより本市の水準が明らかになります。

(3) 評価の結果

評価の結果は、図3-34及び表3-35に示すとおりです。

「人口1人1日あたりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率」「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人あたり年間経費」及び「最終処分減量に要する費用」については類似団体の平均を上回っています。すなわち、本市は類似団体よりも人口1人1日あたりのごみ排出量は少なく、最終処分率も低くなっています。また、「廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）」は高くなっています。さらに、人口1人あたり年間処理経費や最終処分減量に要する費用が低くなっています。

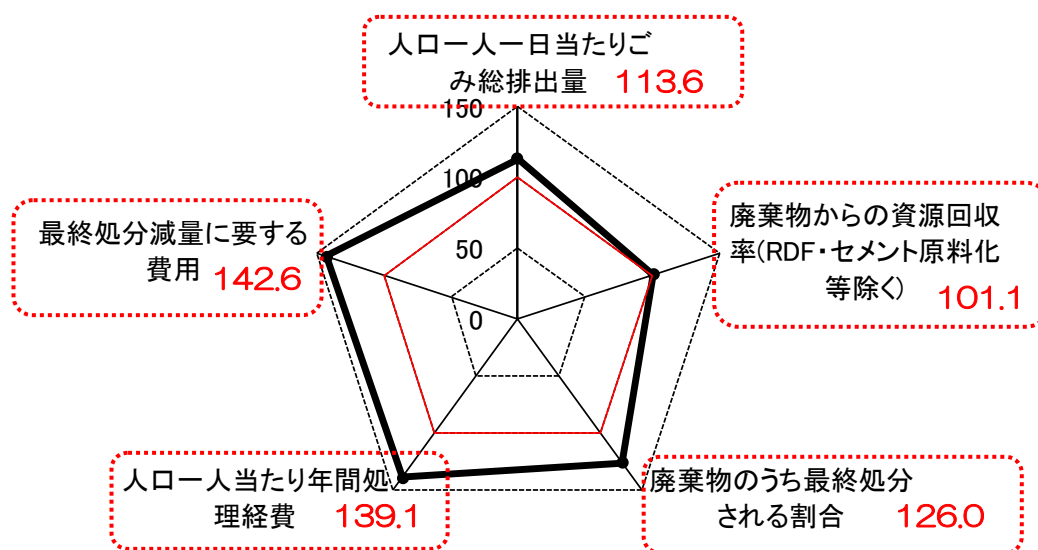


図3-34 類似団体の平均を基準とした評価の結果 (平成27年度実績)

注) 各評価指標を指数化して評価 (類似団体平均を100 (赤線で示す) として評価)

表3-35 類似団体の平均を基準とした評価の結果 (平成27年度実績)

	人口1人1日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	廃棄物からの資源回収率 (RDF除く) [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	人口1人あたり年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 [円/t]
平均	943	0.189	0.115	13,898	45,781
最大	1,543	0.761	0.922	43,653	398,015
最小	613	0.068	0	4,836	13,817
瀬戸内市	815	0.191	0.085	8,460 ²⁾	26,259
指数値 ¹⁾	113.6	101.1	126.0	139.1	142.6

1) 類似団体の平均値 = 100

2) 環境省のホームページで公開されている「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による人口1人あたり年間処理経費であり、算入経費の差異により表3-21の数値とは異なります。

【評価結果（レーダーチャート）の見方】

<全般>

指標毎に、抽出した類似団体の平均値が 100 となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示しています。

<人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量>

人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、少ないほど外側に広がります。本市の場合、100 以上となっているため、人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は類似団体平均よりも少ないといえます。

<廃棄物からの資源回収率>

廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）は、高いほど外側に広がります。本市の場合、100 以上となっているため、廃棄物からの資源回収率は類似団体平均よりも高いといえます。

<廃棄物のうち最終処分される割合>

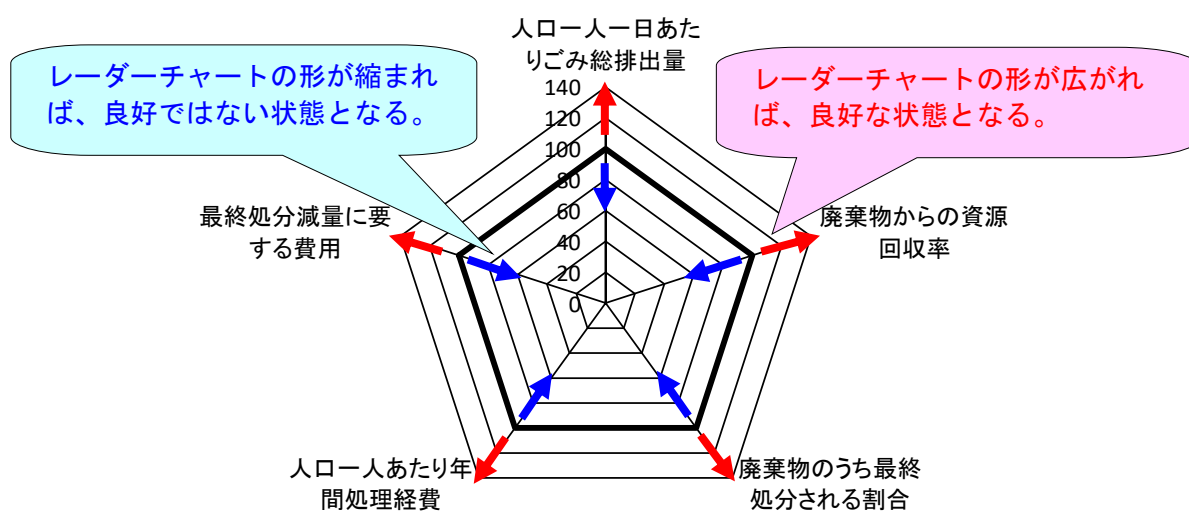
廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がります。本市の場合、100 以上となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は類似団体平均よりも低いといえます。

<人口 1 人あたり年間処理経費>

人口 1 人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がります。本市の場合、100 以上となっているため、人口 1 人あたり年間処理経費は類似団体平均よりも安いといえます。

<最終処分減量に要する費用>

最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がります。本市の場合、100 以上となっているため、最終処分減量に要する費用は類似団体平均よりも安いといえます。



3.4 ごみ処理に係る課題

3.4.1 排出抑制

(1) 国の目標値の達成状況等

本市の平成 27 年度の 1 人 1 日あたりのごみの排出量は 818 グラムとなっており、全国平均（939 グラム）や岡山県平均（1,000 グラム）よりも少なくなっています。また、前計画や第 3 次岡山県廃棄物処理計画の数値目標を達成しています。

しかし、資源ごみ及び集団回収量を除いた 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量は前計画の数値目標を達成できていません。また、国の基本方針の数値目標は達成が困難な見込みです。

したがって、現状の減量化施策を継続しつつ、ごみの排出抑制につながる新たな施策を実施し、減量化を推進する必要があります。

(2) 家庭系ごみの減量化

本市の家庭系可燃ごみは、平成 26 年度までは減少傾向で推移していたものの、平成 27 年度はほぼ横ばいになりました。また、図 3-35 のとおり、本市は県内自治体の中では家庭系可燃ごみの排出量が多いほうに位置づけられます。

平成 28 年 11 月に実施したごみの組成調査では、家庭系可燃ごみの中に最も多く含まれるのは生ごみ（約 43%）であったことから、家庭系ごみの減量化のためには生ごみの排出抑制が重要です。

また、本計画の策定にあたり実施したアンケート調査において、生ごみの水切りは広く実施されているものの、調理くずが出ないような工夫については不十分であることが分かりました。生ごみは燃やすごみとして出す市民の方が多いことから、家庭系可燃ごみの減量のためには、食べ物の『使いきり』の推進が有効です。

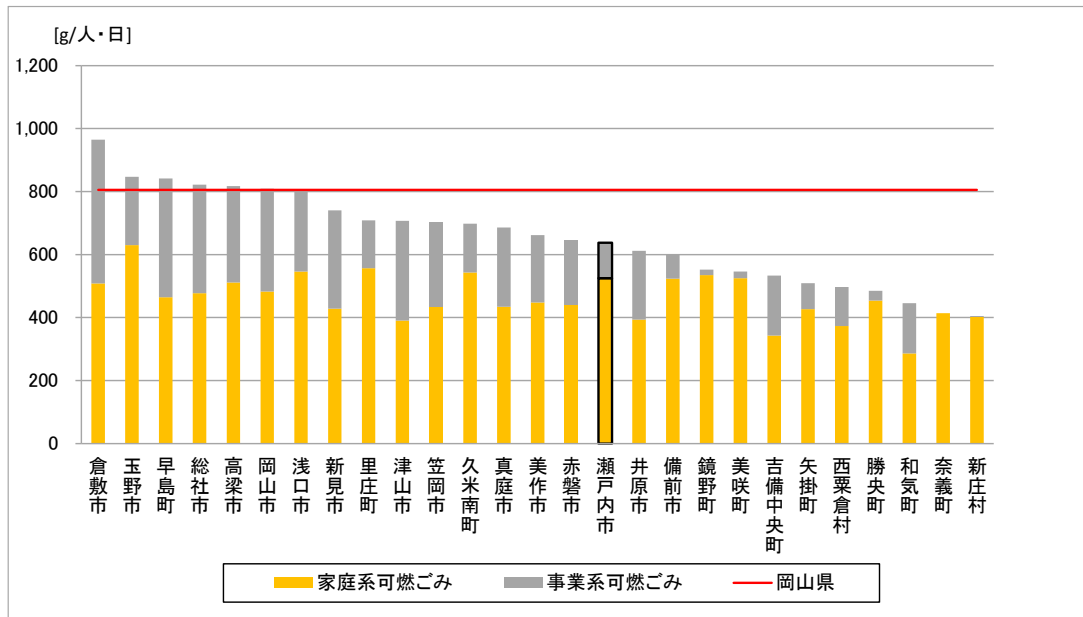


図 3-35 県内自治体の 1 人 1 日あたりの可燃ごみ排出量 (再掲)

(3) 事業系ごみの減量化

平成 28 年 11 月に可燃ごみの組成調査を実施したところ、事業系可燃ごみの中にリサイクル可能な紙類が約 16%含まれていました。また、産業廃棄物に該当するプラスチック類も約 13%含まれていました。これらの分別を徹底することにより、事業系ごみ排出量を削減する必要があります。

なお、事業系ごみについても家庭系ごみと同様に、可燃ごみの中に最も多く含まれるのは生ごみ(約 41%)であったことから、事業系ごみの減量化のためには生ごみの排出抑制も重要です。

(4) 若い世代への重点的な啓発

本計画の策定にあたり実施したアンケート調査(以下、「アンケート調査」という。)において、若い年代ほど、本市がスローガンに掲げている「ごみダイエット瀬戸内 30%減量」の認知度が低い傾向にありました。すなわち、若い世代には、本市が懸命にごみ減量に取り組んでいることが十分に伝わっていないと推測されます。

また、アンケート調査では、若い世代ほど、生ごみを燃やすごみとして出す割合が高い傾向にあったため、ごみの減量化のためには、若い世代への啓発が重要といえます。

3.4.2 資源化

(1) 国等の目標値の達成状況

平成 27 年度のリサイクル率は 19.1%であり、図 3-36 に示すとおり、県内自治体の中でもリサイクル率は高いほうに位置づけられます。また、平成 27 年度には、さらなる資源化の推進のため、古布の分別を開始しています。しかし、第 3 次岡山県廃棄物処理計画の数値目標は達成しておらず、また、国の基本方針で定められている数値目標の達成も困難と見込まれます。

一方、平成 28 年 11 月に実施したごみの組成調査の結果、図 3-37 に示すとおり家庭系可燃ごみの中には資源化できるものが多く含まれており、資源化のさらなる推進が可能であることが確認できました。

今後も分別排出の徹底等について、啓発を推進する必要があります。

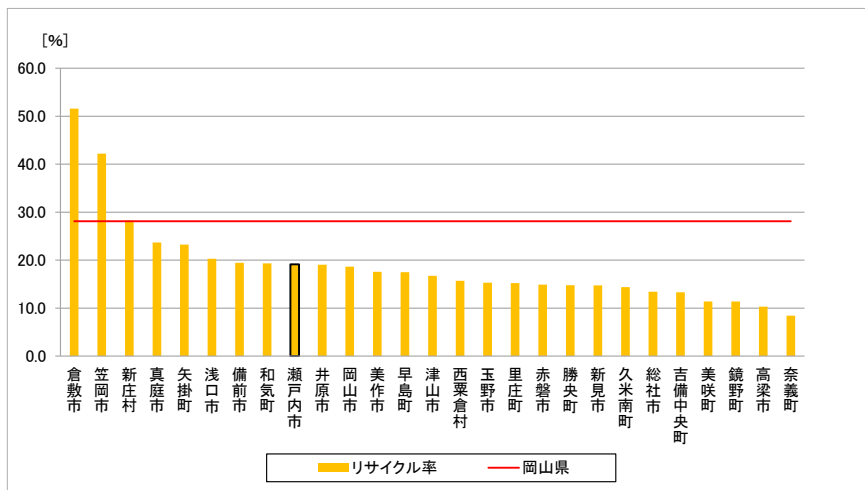


図 3-36 県内自治体のリサイクル率（再掲）

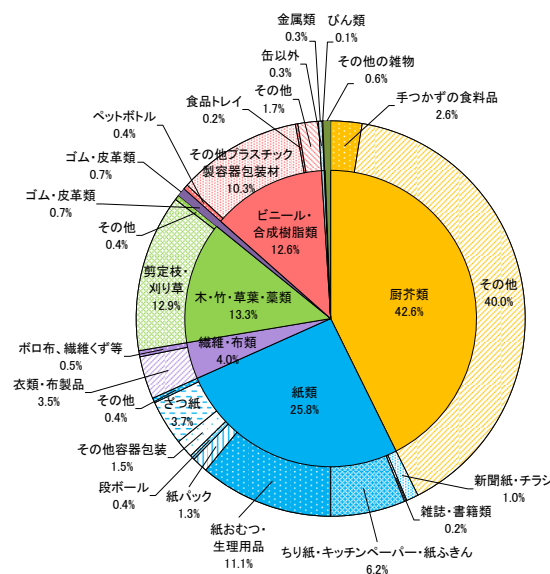


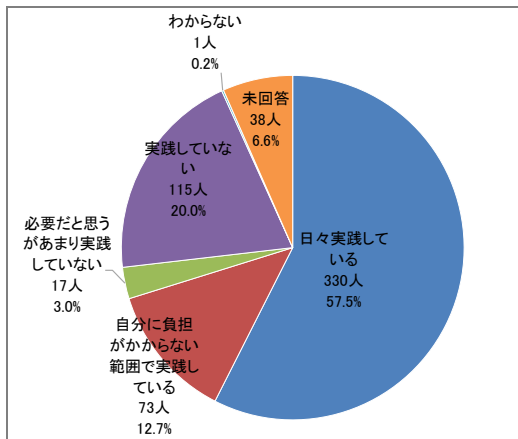
図 3-37 ごみの組成調査の結果（家庭系可燃ごみ）

(2) 古紙類の資源化の推進

① ざつ紙の分別徹底

アンケート調査により、図3-38に示すとおり、ざつ紙は新聞紙等よりも分別の実施率が低いことがわかりました。特に、タバコの箱やトイレトペーパーの芯等、比較的小さな紙類を分別していない割合が高かったことから、これら小さな紙類の分別推進を図る必要があります。

【古紙類の分別状況】



【ざつ紙の分別状況】

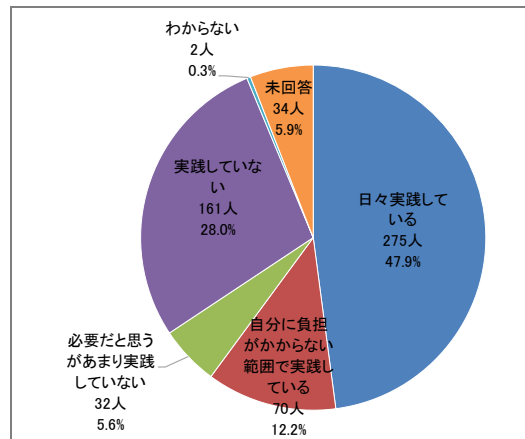


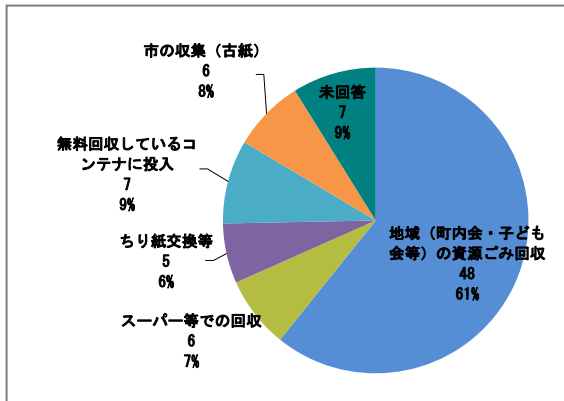
図3-38 ごみの減量化・リサイクルの実践活動に関するアンケート調査結果（市民）

② 市が把握していないルートを利用したリサイクルの考慮

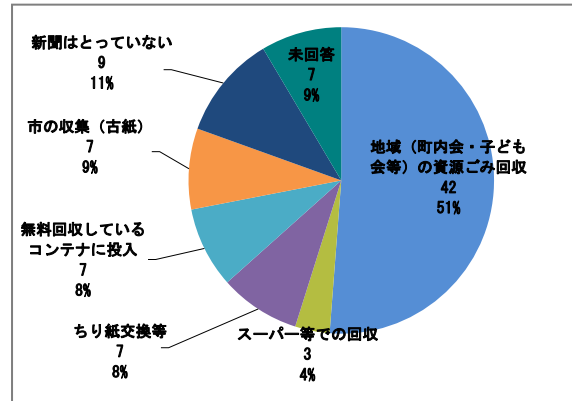
アンケート調査によると、図3-39に示すとおり古紙類の排出方法として、スーパー等の店頭回収、ちり紙交換、無料回収コンテナ利用等を利用している割合が約20%を占めていました。これらの排出方法でもリサイクルが実施されていることにはなりますが、市が回収量を把握していないため、市が公表しているリサイクル率にはこれらの量は考慮されていません（すなわち、潜在的な紙類回収量は市が把握している量よりも多いと推測されます）。

既に多くの市民の方が古紙類の分別に取り組んでいることから、今後リサイクルを推進する際には、これらを考慮する必要があります。

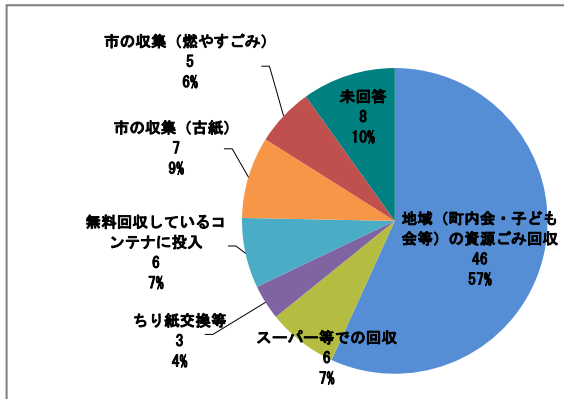
【新聞の排出先】



【雑誌の排出先】



【ダンボールの排出先】



【ざつ紙の排出先】

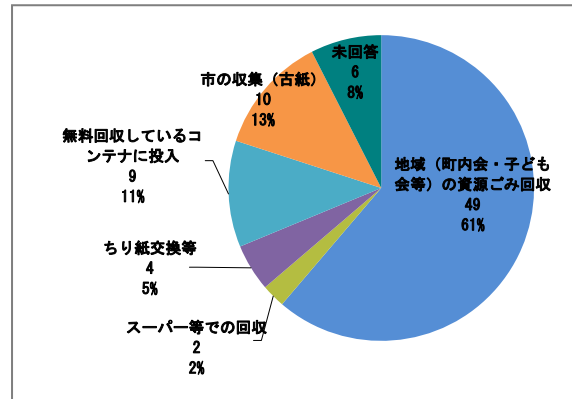


図3-39 家庭ごみアンケート調査結果（備前福岡の市）

(3) 古布の資源化の推進

アンケート調査によると、図3-40に示すとおり古布を燃やすごみとして出している割合が約20%を占めました。平成28年11月に実施した可燃ごみの組成調査では、可燃ごみの中に古布が約3.5%含まれていたことから、今後、古布の分別徹底を図る必要があります。

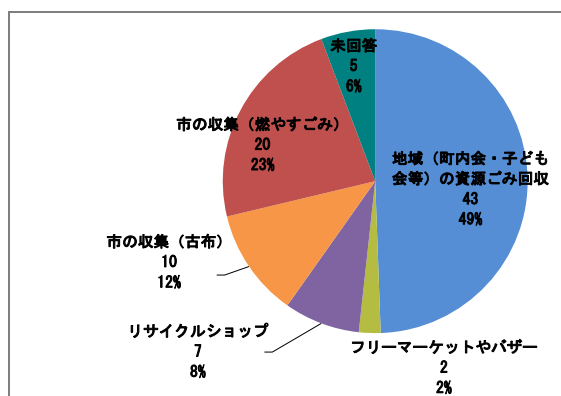


図3-40 家庭ごみアンケート調査結果（備前福岡の市）【古布の排出先】

(4) その他プラスチックの資源化の推進

平成28年11月に実施した可燃ごみの組成調査では、可燃ごみの中にその他プラスチック製容器包装材が約13%含まれていたことから、今後、その他プラスチックの分別徹底を図る必要があります。

(5) ペットボトルについて

① ペットボトルの分別徹底

アンケート調査によると、わずか（3%）ですが、ペットボトルを燃やすごみとして出している人もいたことから、今後とも、市民への分別徹底を呼びかける必要があります。

② 市が把握していないルートを利用したリサイクルの考慮

アンケート調査によると、市によるペットボトル収集を利用していない人が約14%を占めましたが、そのうち、約54%は店頭回収を利用していました。一方、店頭回収も利用していない人が約40%を占めたため、これらの人は地域の資源ごみ回収等を利用しているものと推測されます。

古紙類と同様に、ペットボトルについても市が回収量を把握していないルート（スーパー等の店頭回収、地域の資源ごみ回収）でも実際にはリサイクルが実施されていることから、今後のリサイクルに係る施策の検討では、これらを考慮する必要があります。

(6) 若い世代への重点的な啓発

前項の排出抑制と同様に、若い世代ほど、比較的小さなざつ紙を分別していない割合が高いことから、今後は、若い世代をターゲットに啓発活動を推進する必要があります。

3.4.3 収集・運搬

本市では、平成 25 年度までは牛窓地区・邑久地区と長船地区で分別区分が異なりましたが、平成 26 年度からは分別区分を統一しました。また、平成 23 年度から古紙、平成 26 年度からその他プラスチック、平成 27 年度から古布の分別収集を開始し、それにあわせて効率的な収集運搬体制を構築しています。今後とも、適正なごみの収集・運搬を行う必要があります。

3.4.4 中間処理

本市では、クリーンセンターかもめ及び長船クリーンセンターで中間処理を行っていますが、クリーンセンターかもめは稼働開始から 20 年、長船クリーンセンターは 29 年が経過しており、老朽化が進行しています。

このうち、本市のごみ処理の中核的な役割を担っているクリーンセンターかもめの焼却施設は、本計画期間中に一般的な耐用年数（20～25 年程度）を超えることから、延命化対策や施設更新等について検討する必要があります。

3.4.5 最終処分

クリーンセンターかもめで発生する焼却残渣は、現在、県外の民間施設に最終処分を委託しており、本市以外の外部要因に影響されやすい状況にあります。安定的な最終処分を推進するためには、本市で発生する中間処理残渣を市内の最終処分場で最終処分することが重要です。したがって、市内への新たな最終処分場の整備に向けた検討を行う必要があります。

3.4.6 その他

(1) 不法投棄対策

市内では不法投棄が発生していることから、パトロールの強化等により、地域一体で不法投棄を削減する必要があります。

(2) ごみ処理経費

1 年間あたりのごみ処理に関連する費用はばらつきがありますが、3 億円～4.5 億円程度であり、ごみ 1t あたりに換算すると約 28,000 円～46,000 円となります（焼却施設の改造工事等を行った平成 24 年度及び平成 27 年度を除く）。財政負担の軽減化のためにも、ごみの減量化やごみ処理体制の効率化等により、ごみ処理経費を削減する必要があります。

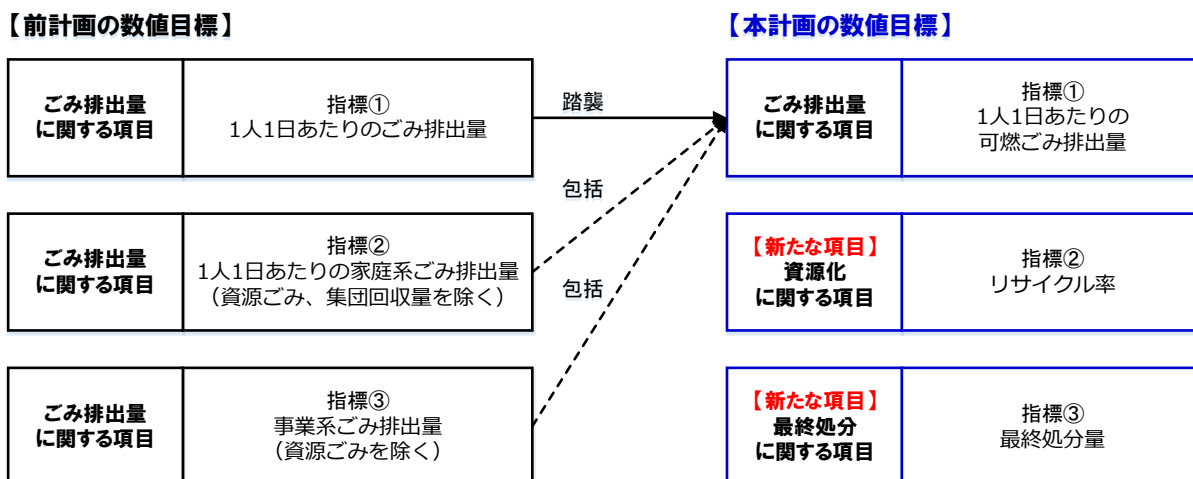
3.5 ごみ処理に係る数値目標

3.5.1 目標指標の設定

国の第三次循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用等の取り組みをさらに進め、循環型社会を推進していくため、物質フローの「入口」、「循環」、「出口」を代表する指標として「①ごみ排出量に関する項目」、「②資源化に関する項目」、「③最終処分に関する項目」を設定しています。また、岡山県の廃棄物処理計画においても、「①ごみ排出量に関する項目」、「②資源化に関する項目」、「③最終処分に関する項目」に関する数値目標を設定しています。

一方、前計画における数値目標に関する指標は、「①ごみ排出量に関する項目」のみとなっています。

したがって、本計画では、国の循環基本計画を参考に新たに「②資源化に関する項目」、「③最終処分に関する項目」の指標を加えることとします。



具体的には、「①ごみ排出量に関する項目」については、前計画で定められている「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみを除く）」及び「事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）」を包括した指標として、本市が平成22年度以降に目標指標として掲げている1人1日あたりの可燃ごみ排出量とします。また、「②資源化に関する項目」についてはリサイクル率、「③最終処分に関する項目」については最終処分量とします。

3.5.2 数値目標の設定

本計画におけるごみ処理に係る数値目標は、国の数値目標等を参考に以下のとおりとします。

「目標①」 1人1日あたりの可燃ごみ排出量を令和8年度までに522g/人・日以下とします。

1人1日あたりの可燃ごみ排出量は減少傾向にあるものの、本市が目指している数値目標（522g/人・日）との乖離が大きいことをふまえ、令和8年度における数値目標を522g/人・日とします。

「目標②」 リサイクル率を令和8年度までに27%以上とします。

リサイクル率は増加傾向にあるものの、国が令和2年度までを期間として定めている数値目標（27%）との乖離が大きく達成は困難と見込まれることをふまえ、令和8年度における数値目標を27%とします。

「目標③」 最終処分量を令和8年度までに835t/年以下とします。

平成24年度までは、長船地区の可燃ごみ及び粗大ごみ（可燃系）を施設規模の大きい岡山市東部クリーンセンター（全連続式）で処理していましたが、平成25年度から規模の小さいクリーンセンターかもめ（准連続式）処理に切り替えたことにより、平成25年度に最終処分率が増加し、以降は横ばいで推移しています。このことから、国が令和2年度までを期間として定めている数値目標（平成24年度比で約14%減）の達成は困難と見込まれます。このことをふまえ、令和8年度における数値目標を平成27年度比で14%減とします。

3.6 基本方針

本市におけるごみ処理の現状をふまえ、ごみ処理基本計画の基本方針を以下のとおり定めました。

基本方針 1 ごみの減量化の推進

本計画では、1人1日あたりの可燃ごみ排出量を令和8年度までに522g/人・日以下とすることを目標としています。3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））を推進し、この目標を達成するためには、市民・事業者・行政が協働し、ごみの減量化に向けた共通の意識を持ち、それぞれの立場における役割と責任を果たすことが重要です。

したがって、本市は、一般廃棄物処理の責任主体として、ごみの減量化に係る施策を策定するとともに、それらの施策を効果的に展開するため、市民及び事業者に対し、周知徹底を図るものとし、また、市民及び事業者は、排出者としての責任を果たすため、本市が策定した施策に積極的に協力することとします。

基本方針 2 資源化の推進

排出されたごみの資源化は、リサイクル率の向上だけではなく、最終処分量の削減にも大きな効果をもたらします。今後とも、資源ごみの資源化に資する集団回収や拠点回収を推進します。また、現在は焼却処理されている可燃ごみの中には資源化できるものが含まれていることから、これらのリサイクルの推進を図ります。

基本方針 3 適正な処理・処分の推進

廃棄物の発生から最終処分まで一貫した廃棄物の適正な処理を行うため、計画的な収集・運搬・処分を行います。また、市内のごみを速やかに収集・運搬し、中間処理、最終処分することによって、衛生的かつ効率的にごみの資源化、無害化及び安定化を図ります。

さらに、不法投棄等の不適正な処理を防止するため、パトロールによる監視や指導を強化し、不法投棄の削減に努めます。

3.7 ごみの減量化・資源化に係る計画

本市では、市民・事業者・行政の協働により、ごみの減量化・資源化に努めるものとします。

3.7.1 市民による取組

市民一人一人が、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取組の中心的な役割を担っていく必要があります。これまでのライフスタイルを見直し、発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められます。

地域で行われている集団回収の活用や分別を徹底することによって、資源として排出され、ごみとして排出される量が削減されることにより、循環型社会の形成に繋がります。

市民による取組は、以下に示すとおりです。

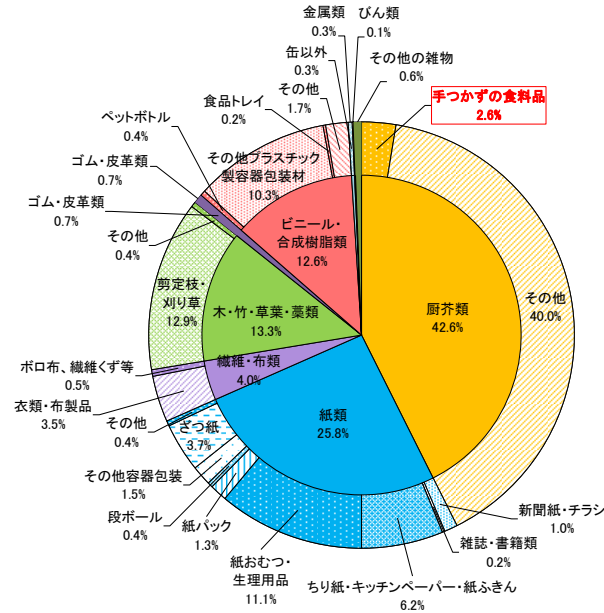
取組 ①	マイバッグの利用と簡易包装商品の購入
レジ袋や包装紙等のごみを減らす観点から、買い物際には買物かごや買物袋等を持参するよう努めるとともに、簡易包装や量り売り、バラ売りのものを選ぶよう配慮してください。買物袋を新たに用意することなく、レジ袋を買物袋として再利用するのも一つの方法です。	
取組 ②	詰め替え製品の購入
使い捨て製品の使用を抑制し詰め替え製品を積極的に購入する等、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切に生活スタイルを心掛けてください。	
取組 ③	生ごみの3キリの徹底
可燃ごみのごみ質を見るとごみ重量の約半分は水分であり、できるだけ水分を除去して排出することはごみを減量することになります。生ごみの3キリ（使いキリ、食べキリ、水キリ）の実践により生ごみの減量化に取り組みましょう。	
取組 ④	家庭での生ごみ処理
家庭系ごみ排出量の大きな割合を占める生ごみの減量化・資源化のために、本市が行っている生ごみ処理機等の導入補助を活用してください。	

取組 ⑤

食品ロスの発生・排出抑制の推進

封をきらずに捨てられた「手つかずの食料品」やたくさん買いすぎて食べ切れなかった食品等の食品ロスの発生を抑制するため、必要な量を良く考えて購入することを心掛けてください。

<家庭系可燃ごみの性状>

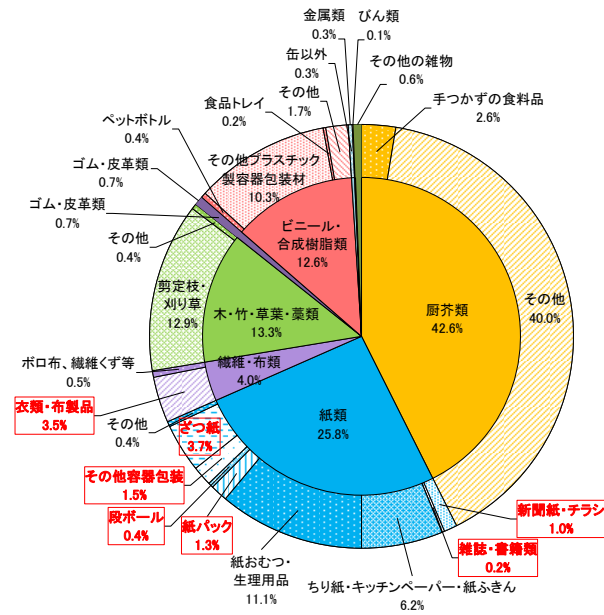


取組 ⑥

積極的な集団回収の利用

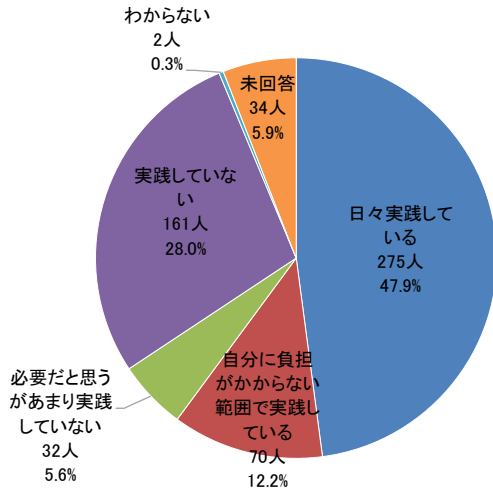
市民の皆様の積極的な集団回収の活動により、古紙や古布が可燃ごみとして排出される量が減少し、排出量の削減に繋がります。

<家庭系可燃ごみの性状>

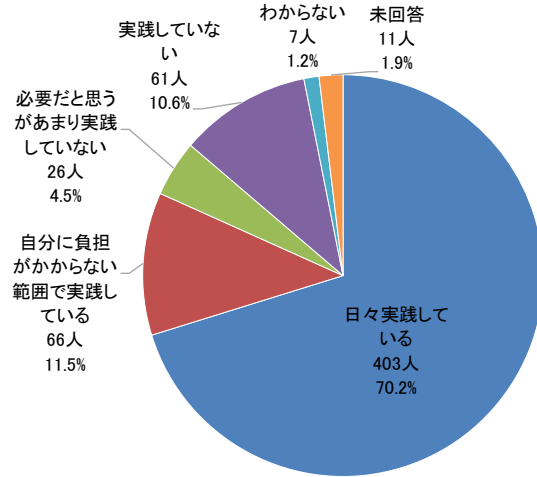


家庭系可燃ごみの中には資源化できるものが多く含まれているため、分別の徹底により資源化のさらなる推進が可能です。特に、比較的多く含まれているぞつ紙、古布、プラスチック製容器包装を分別するよう心掛けてください。

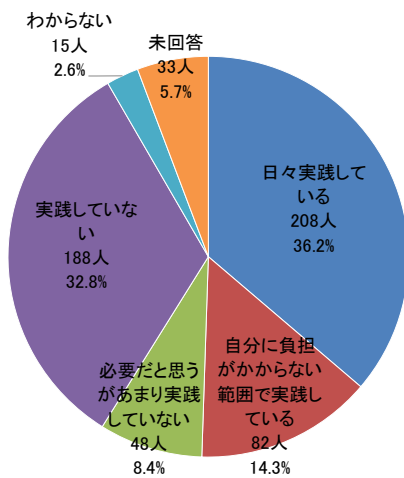
<ぞつ紙の分別状況>



<プラスチック製容器包装の分別状況>



<古布の分別状況>



3.7.2 事業者による取組

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚し、分別及び資源化を徹底するとともに、排出量を削減する必要があります。

事業者による取組は、以下に示すとおりです。

取組 ①	廃棄物排出削減計画の策定と実施
廃棄物排出削減計画を策定し、実施することにより事業所から排出されるごみ量を削減してください。	

取組 ②	分別の徹底																																																										
事業系可燃ごみの中には資源化できるものが多く含まれているため、分別の徹底により資源化を推進してください。																																																											
<p><事業系可燃ごみの性状></p> <table border="1"> <caption>事業系可燃ごみの性状 (事業系可燃ごみの性状)</caption> <thead> <tr> <th>性状</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>厨芥類</td><td>41.1%</td></tr> <tr><td>紙類</td><td>36.6%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>36.5%</td></tr> <tr><td>ビニール・合成樹脂類</td><td>13.1%</td></tr> <tr><td>手つかずの食料品</td><td>4.6%</td></tr> <tr><td>新聞紙・チラシ</td><td>4.9%</td></tr> <tr><td>ちり紙・キッチンペーパー</td><td>5.7%</td></tr> <tr><td>紙おむつ・生理用品</td><td>14.3%</td></tr> <tr><td>紙パック</td><td>0.3%</td></tr> <tr><td>段ボール</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>紙容器包装</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>衣類・布製品</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>繊維・布類</td><td>1.7%</td></tr> <tr><td>繊維くず等</td><td>0.4%</td></tr> <tr><td>剪定枝・刈り草</td><td>2.6%</td></tr> <tr><td>木・竹・草葉・葉類</td><td>3.9%</td></tr> <tr><td>ゴム・皮革類</td><td>0.4%</td></tr> <tr><td>ペットボトル</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>その他プラスチック製容器包装材</td><td>7.9%</td></tr> <tr><td>缶</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>缶以外</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>金属類</td><td>0.3%</td></tr> <tr><td>瓦礫・土砂類</td><td>2.4%</td></tr> <tr><td>びん類</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>その他の雑物</td><td>0.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3.7%</td></tr> </tbody> </table>		性状	割合	厨芥類	41.1%	紙類	36.6%	その他	36.5%	ビニール・合成樹脂類	13.1%	手つかずの食料品	4.6%	新聞紙・チラシ	4.9%	ちり紙・キッチンペーパー	5.7%	紙おむつ・生理用品	14.3%	紙パック	0.3%	段ボール	0.7%	紙容器包装	2.1%	その他	0.5%	衣類・布製品	1.3%	繊維・布類	1.7%	繊維くず等	0.4%	剪定枝・刈り草	2.6%	木・竹・草葉・葉類	3.9%	ゴム・皮革類	0.4%	ペットボトル	1.4%	その他	1.3%	その他プラスチック製容器包装材	7.9%	缶	0.1%	缶以外	0.2%	金属類	0.3%	瓦礫・土砂類	2.4%	びん類	0.1%	その他の雑物	0.4%	その他	3.7%
性状	割合																																																										
厨芥類	41.1%																																																										
紙類	36.6%																																																										
その他	36.5%																																																										
ビニール・合成樹脂類	13.1%																																																										
手つかずの食料品	4.6%																																																										
新聞紙・チラシ	4.9%																																																										
ちり紙・キッチンペーパー	5.7%																																																										
紙おむつ・生理用品	14.3%																																																										
紙パック	0.3%																																																										
段ボール	0.7%																																																										
紙容器包装	2.1%																																																										
その他	0.5%																																																										
衣類・布製品	1.3%																																																										
繊維・布類	1.7%																																																										
繊維くず等	0.4%																																																										
剪定枝・刈り草	2.6%																																																										
木・竹・草葉・葉類	3.9%																																																										
ゴム・皮革類	0.4%																																																										
ペットボトル	1.4%																																																										
その他	1.3%																																																										
その他プラスチック製容器包装材	7.9%																																																										
缶	0.1%																																																										
缶以外	0.2%																																																										
金属類	0.3%																																																										
瓦礫・土砂類	2.4%																																																										
びん類	0.1%																																																										
その他の雑物	0.4%																																																										
その他	3.7%																																																										

取組 ③	リサイクル品の利用促進
事業活動において積極的にリサイクル製品や環境に配慮した商品を活用すると共に店頭回収等の実施・協力により、資源の有効利用と環境保全を推進してください。	

3.7.3 行政による取組

本市は、ごみの減量化・資源化を推進するために様々な取組を実施してきました。

本計画におけるごみ処理に係る数値目標を達成するために、これまでに行ってきた取組を徹底するとともに、さらなるごみの減量化・資源化に向けた新たな取組を実施します。

行政による取組は、以下に示すとおりです。

取組 ①	ごみの減量化・資源化に関する啓発活動
ホームページや広報誌、ごみ処理施設の見学会等を通じて、市民・事業者に対しごみの減量化・資源化の重要性について啓発活動を推進します。	
取組 ②	マイバッグの持参の推進
広報誌等によるマイバッグの持参の推進を継続することにより、ごみの減量化を図ります。	
取組 ③	生ごみの3キリの推進
家庭ごみ分別マニュアルの配布等による生ごみの3キリの推進により、ごみの減量化を図ります。	
取組 ④	生ごみ処理機購入費補助金の交付
生ごみ処理機購入費補助金の交付を継続することにより、生ごみの排出量の削減を図ります。	
取組 ⑤	食品ロスの削減、30・10（さんまるいちまる）運動の推進
ホームページや広報誌等による食品ロスの減らし方や30・10運動 ^{注)} の紹介を継続することにより、食品ロスの削減を推進します。	
注) 宴会時における食べ残しを減らす運動として、乾杯の後の30分間とお開き前の10分間は自分の席について料理を楽しみ、「もったいない」を心がけ、食品ロス削減を目指す取組	
取組 ⑥	分別排出の推進
家庭ごみ分別マニュアルの配布を継続するとともに、ステーションの監視等により、分別排出のさらなる推進を図ります。特に、家庭系可燃ごみの中に比較的多く含まれているざつ紙、古布、プラスチック製容器包装の分別徹底を推進します。	
取組 ⑦	集団回収の推進
集団回収に対する奨励金の交付を継続するとともに、集団回収品目の周知等により、集団回収のさらなる推進を図ります。	
取組 ⑧	拠点回収の実施・拡大
ペットボトルの拠点回収を継続するとともに、拠点回収箇所の拡大、古紙の拠点回収を実施することにより、さらなる資源化を図ります。	

3.7.4 目標達成時のごみ排出量等

上記の施策の確実な実施により、数値目標を達成した場合のごみ総排出量等の推移は、
図3-41～図3-44及び表3-36～表3-39に示すとおりです。

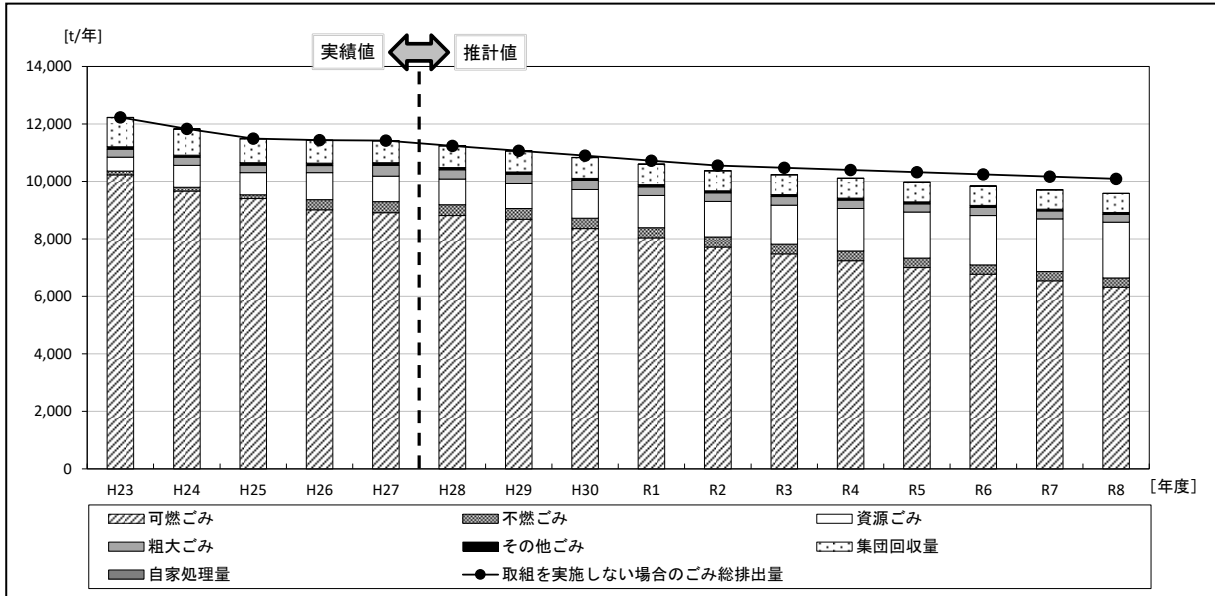


図3-41 ごみ総排出量の推移（数値目標達成時）

表3-36 ごみ総排出量の推移（数値目標達成時）

			平成27年度 実績値	令和3年度 推計値 (中間目標年度)	令和8年度 推計値 (目標年度)
ごみ排出 量 [t/年]	家庭系	可燃ごみ	7,338	5,916	4,810
		不燃ごみ	346	295	275
		資源ごみ	863	1,339	1,924
		粗大ごみ	323	241	222
		其他ごみ	96	71	65
		小計	8,966	7,862	7,296
	事業系	可燃ごみ	1,572	1,562	1,509
		不燃ごみ	42	46	45
		資源ごみ	18	18	17
		粗大ごみ	55	54	52
		其他ごみ	0	0	0
	小計	1,687	1,680	1,623	
	家庭系 + 事業系	可燃ごみ	8,910	7,478	6,319
		不燃ごみ	388	341	320
		資源ごみ	881	1,357	1,941
粗大ごみ		378	295	274	
其他ごみ		96	71	65	
小計	10,653	9,542	8,919		
集団回収量 [t/年]			762	689	660
自家処理量 [t/年]			6	6	6
ごみ総排出量 [t/年]			11,421	10,237	9,585

注) 四捨五入の関係で、ごみ種別の数値の合計と合計欄の数値が合致しない場合があります。

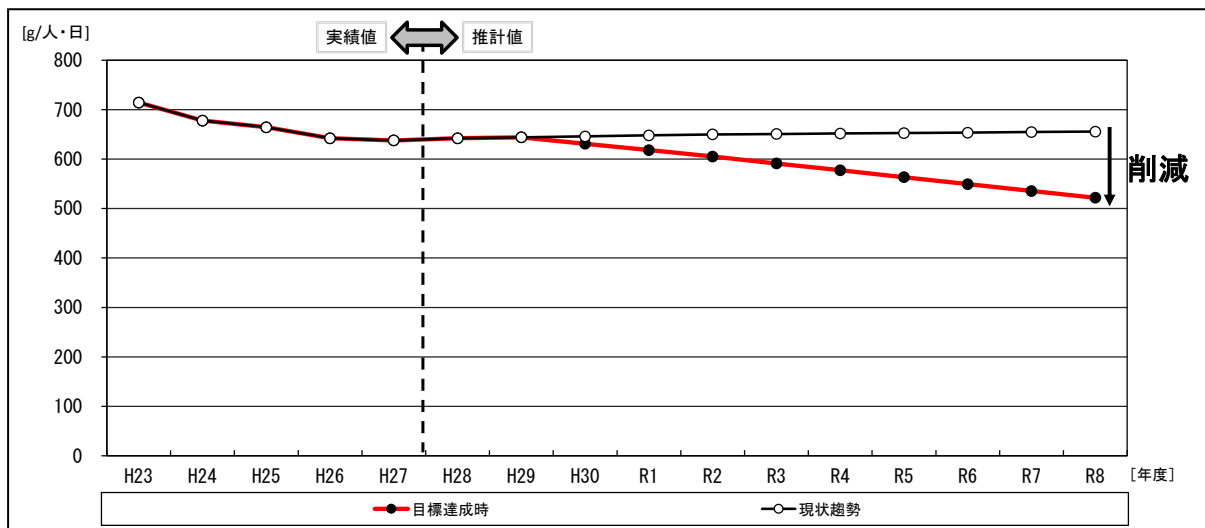


図 3-42 1人1日あたりの可燃ごみ排出量の推移（数値目標達成時）

表 3-37 1人1日あたりの可燃ごみ排出量の推移（数値目標達成時）

	平成 27 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 8 年度推計値 (目標年度)
目標達成時 [g/人・日]	638	591	522
現状趨勢 [g/人・日]	638	651	656

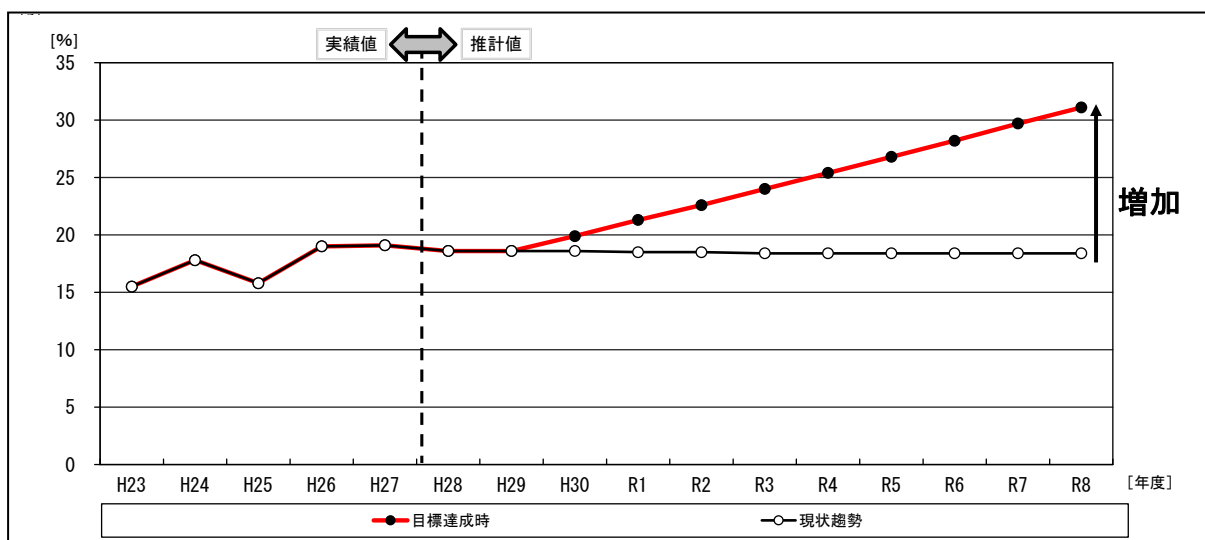


図 3-43 リサイクル率の推移（数値目標達成時）

表 3-38 リサイクル率の推移（数値目標達成時）

	平成 27 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 8 年度推計値 (目標年度)
目標達成時 [%]	19.1	24.0	31.1
現状趨勢 [%]	19.1	18.5	18.4

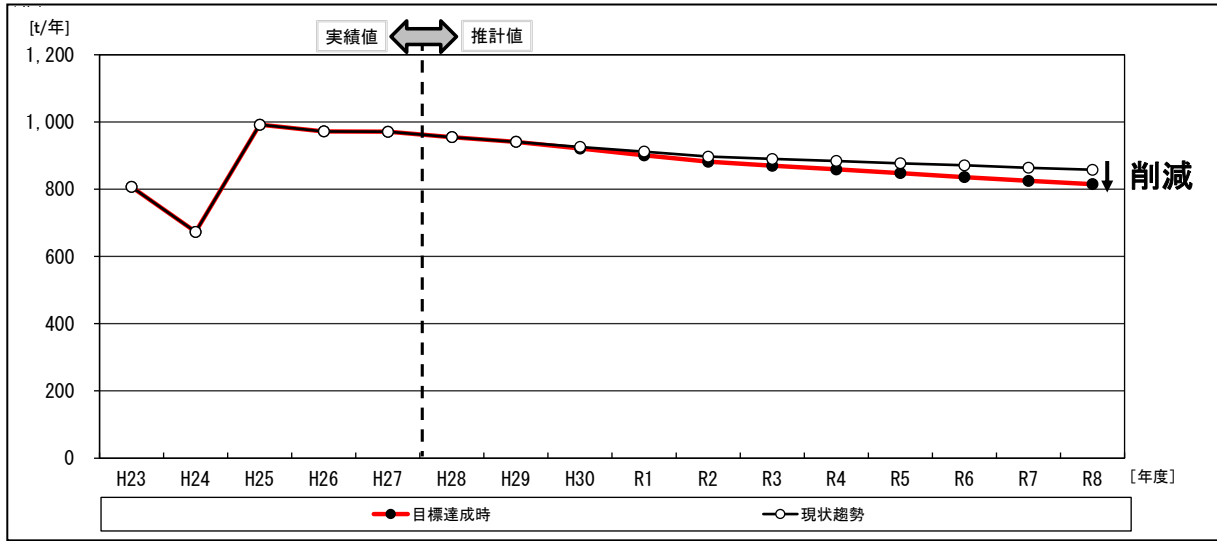


図 3-44 最終処分量の推移（数値目標達成時）

表 3-39 最終処分量の推移（数値目標達成時）

	平成 27 年度 実績値	令和 3 年度推計値 (中間目標年度)	令和 8 年度推計値 (目標年度)
目標達成時 [t/年]	971	870	815
現状趨勢 [t/年]	971	890	858

3.8 収集・運搬計画

3.8.1 計画収集区域

計画収集区域は、市内全域とします。

3.8.2 実施主体

収集・運搬の実施主体は、瀬戸内市とします。

3.8.3 収集形態

収集形態は、現状と同様に委託・許可収集とします。なお、収集運搬等の許可については、現状と同様に、本市の状況を勘案し進めるものとします。

3.8.4 収集方式

収集方式は、表3-40のとおり現状どおりとします。

なお、新たに分別収集を行う場合は、その品目に適した収集方式を検討します。

表 3-40 収集方式

ごみの区分	収集頻度	収集方式	ごみの出し方	収集形態	
家庭系ごみ	燃やすごみ	週 2 回	ステーション収集	市指定ごみ袋 (黄色)	委託
	古紙	月 1 回	ステーション収集	【新聞紙・ダンボール・紙パック】 ひも結束 (品目別) 【雑誌・ぞつ紙】 ひも結束もしくは紙袋	委託
	プラスチック製容器包装 (その他プラスチック)	月 2 回	ステーション収集	透明または半透明袋	委託
	ペットボトル			ごみステーションのコンテナまたはネット袋	
	飲料用カン	月 2 回	ステーション収集	ごみステーションのコンテナ	委託
	飲食料用ビン	月 1 回	ステーション収集	ごみステーションのコンテナ	委託
	金物類	月 1 回	ステーション収集	ごみステーションのコンテナ	委託
	粗大ごみ (可燃)	【牛窓・邑久】 奇数月 【長船】 月 1 回	ステーション収集 または直接持込	【1人で積み込める大きさ】 ごみステーション 【1人で積み込めない大きさ】 クリーンセンターかもめへ直接持込	委託
	古布		粗大ごみ (可燃) の 収集日	透明または半透明袋	
	粗大ごみ (不燃)	【牛窓・邑久】 偶数月 【長船】 月 1 回	ステーション収集 または直接持込	【1人で積み込める大きさ】 ごみステーション 【1人で積み込めない大きさ】 クリーンセンターかもめへ直接持込	委託
	小型家電		粗大ごみ (不燃) の 収集日	ごみステーションのコンテナ	
	乾電池・蛍光管・陶磁器・ガラス類・その他ビン	年 2 回	ステーション収集	ごみステーションのコンテナ (品目別)	委託
事業系ごみ	各事業所と許可業者との契約による。			許可	

3.8.5 その他

高齢化社会の進展に伴い、ごみステーションまでごみを出すことが困難な高齢者世帯が増加すると見込まれます。したがって、これらの世帯等を対象に、各家庭の玄関先まで行き、ごみの収集を行うふれあい収集の実施について検討します。

3.9 中間処理計画

3.9.1 実施主体

中間処理の実施主体は、瀬戸内市とします。

3.9.2 施設の整備計画等

施設の老朽化の状況等をふまえ、広域処理の可能性も含めて施設の延命化対策や更新等について検討した結果、令和5年度において長船クリーンセンターの機能をクリーンセンターかもめに集約しました。

3.10 最終処分計画

3.10.1 実施主体

最終処分の実施主体は、瀬戸内市とします。

3.10.2 施設の整備計画等

本市は最終処分場を有していないため、新たな最終処分場の整備に向けた検討を行います。

3.11 その他ごみ処理に関し必要な事項

3.11.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

(1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられます。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法にのっとり処理されています。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を行うものとします。

(2) ばいじん

焼却施設で発生するばいじんは、現状どおり、適正処理を行った後、最終処分場に埋立処分します。

(3) 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進します。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても市民への啓発を行います。

3.11.2 適正処理困難物の適正処理

本市で取り扱いができないもの（適正処理困難物）は、クリーンセンターへの搬入はできません。適正処理困難物は、販売店や専門業者に相談して適正に処理を行うことを市民や事業者に指導します。

3.11.3 不適正排出対策

違法な不用品回収業者に対し、県等と連携しながら指導を行います。

3.11.4 不法投棄対策

不法投棄は、依然として減少せず、また、投棄者の特定も困難ですが、ごみの不法投棄や不法焼却等の不適正な処分は、地域の環境保全対策上悪質な不正行為です。また、不法投棄の未然防止のため、平成 15 年度の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の不法投棄をその未遂行為の段階から罰則を適用できるようになっています。

本市では、不法投棄を防止するため以下の対策を検討します。

- ① 地域の町内会等と一体となった啓発活動により、看板等の設置に努めます。
- ② 住民、団体等の協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努めます。
- ③ 警察との連携でパトロールを強化し、不法投棄の未然防止を図ります。

3.11.5 災害時の廃棄物処理に関する対策

本市では、国の震災廃棄物対策指針（平成 10 年 10 月、環境省）や水害廃棄物対策指針（平成 17 年 6 月、環境省）に基づき災害廃棄物処理計画を策定しています。今後は、国の災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）や以下の内容をふまえたものとし、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を推進します。

(1) 応急体制の整備

震災等の大規模災害では、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。このため、計画的に災害廃棄物の仮置場を設置するとともに、周辺の市町村や県との連携による応急体制の整備を図るものとします。災害時の廃棄物処理の基本方針を以下に示します。

- ・速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努めます。
- ・倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、収集体制を確保します。
- ・ごみの収集及び緊急処理体制を敷いて、市民に対して「ごみ排出」に関する広報を行います。

(2) 災害廃棄物の処理

災害等で生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、必要により国、県等と協力して確保を図ります。

3.11.6 進行管理計画

計画の進行管理には、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し) のPDCAサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を行います。

策定の趣旨や目的、目標について住民や事業者に説明を行い、理解と協力を得るように努めます。また、広報への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、廃棄物処理業者、排出事業者、市民等に広く周知していきます。

一般廃棄物処理基本計画にしたがって、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処分していきます。

一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用い、毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価します。

一般廃棄物処理基本計画について、評価をふまえて概ね5年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

また、一般廃棄物処理実施計画において年度ごとの改善策その他の施策を定めます。

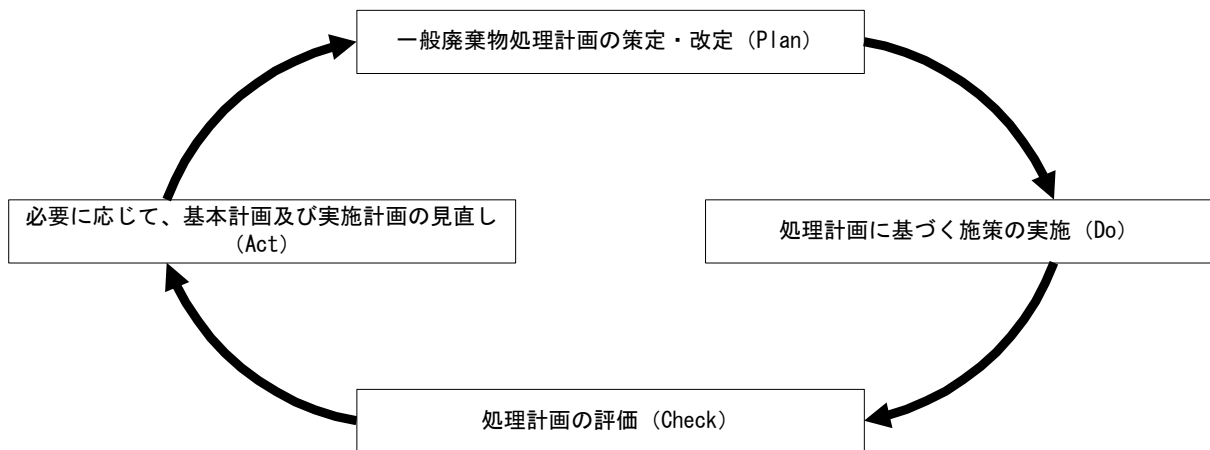


図3-45 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル